

SDGs ボトムアップ・ アクションプラン

2022

— 市民社会による
SDGs達成に向けた政策提言 —



はじめに p.3

パート1:SDGsの全体政策について

行政府・立法府への提言 p.5
 国会と政党および議員への提言 p.6
 バックキャスティングで課題解決を p.7
 市民社会と行政府・立法府の新しい関係性 p.8

パート2:分野別優先課題

1. みんなの人権が尊重され、貧困・格差のない、誰一人取り残さない社会 p.11
 2. ジェンダー平等が実現された社会 p.18
 3. すべての世代のすべての人の健康と福祉の実現 p.22
 4. 持続可能な経済・社会・地域の実現 p.29
 5. 災害の防止と被害の軽減、生活に必要なインフラの確保 p.36
 6. 省エネ強化、再生可能エネルギーへの転換、気候変動への取組、循環型社会の実現 p.40
 7. 生物多様性・森林・海洋等の環境の保全 p.44
 8. 平和・参加型民主主義、透明性と責任・司法アクセス p.47
 9. あらゆる人・セクターのパートナーシップによるSDGs達成 p.51

はじめに ～SDGsボトムアップ・アクションプラン2022作成にあたって～

SDGsボトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022

国内での「持続可能な開発目標」(以下、SDGs)の認知度は高まっているものの、いわゆる気候危機、コロナ危機、ウクライナ危機を初めとして国内外の課題が山積しSDGsの進捗は近年後退しています。

新型コロナウイルス感染症のパンデミックで、世界でのワクチンの不均衡な配分と貧困問題の悪化、そして一層の貧富の格差の拡大が明らかになりました。また2022年2月からはロシアによるウクライナ侵攻が継続されています。これらによって多くの尊い命が多く失われ、難民や避難民が増加し、世界的な食糧危機が差し迫っている一方で、先進国に多い軍事産業は活気を得ています。SDGsの目標16は「平和と公正をすべての人に」であり、またSDGsの重要な要素である「5つのP」のひとつは平和(Peace)です。平和が環境・社会・経済の持続可能性の基盤であり、平和を求めて生きる力、平和に生きる権利がSDGsの導きの答えになるのではないのでしょうか。

SDGsが危機を克服するための万能の処方箋ではないにせよ、現在、私たちが手にしている最も包括的な道しるべであることは確かです。私たちは、危機を乗り越える英知を模索する必要があります。

「SDGsボトムアップ・アクションプラン」(以下、BAP)は、日本政府が毎年発表する「SDGsアクションプラン」への日本の市民社会からの応答として、SDGs達成に向けて歩んでいくための政策提言をまとめたものです。パート1ではSDGsの推進に向けた俯瞰的施策について述べ、パート2ではSDGs市民社会ネットワーク(以下、SDGsジャパン)に参加する会員団体からの提言を集めました。

パート2の各提言には関連深いSDGsグローバル指標の番号を記してあります。SDGsの17目標を達成するための具体的な政策/施策を提言します。

<SDGsグローバル指標とは？>

17つのSDGsの達成を測るため全231のグローバル指標が定められており、日本を含むすべての国がこの指標データの公開を求められています。BAPでは、掲載する政策提言が231のどのグローバル指標の達成に貢献するかを表示しています。

「誰一人取り残さない」SDGsを達成するための市民社会からの提言として、ぜひご活用ください。

国連「2030アジェンダ」の前文にある「P」から始まる5つの分野を統合した政策/施策が必要です。

地球 (Planet)

我々は、地球が現在及び将来の世代の需要を支えることができるように、持続可能な消費及び生産、天然資源の持続可能な管理並びに気候変動に関する緊急の行動をとることを含めて、地球を破壊から守ることを決意する。

公正な移行、気候・環境正義

人間 (People)

我々は、あらゆる形態及び側面において貧困と飢餓に終止符を打ち、すべての人間が尊厳と平等の下に、そして健康な環境の下に、その持てる潜在能力を発揮することができることを確保することを決意する。

あらゆる人権、格差と貧困

繁栄 (Prosperity)

我々は、すべての人間が豊かで満たされた生活を享受することができること、また、経済的、社会的及び技術的な進歩が自然との調和のうちに生じることを確保することを決意する。

公平な再分配、豊かさの定義
連帯経済、循環経済

パートナーシップ (Partnership)

我々は、強化された地球規模の連帯の精神に基づき、最も貧しく最も脆弱な人々の必要に特別な焦点をあて、全ての国、全てのステークホルダー及び全ての人の参加を得て、再活性化された「持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップ」を通じてこのアジェンダを実施するに必要とされる手段を動員することを決意する。

社会連帯(ソリダリティ)
意思決定への参加の質



平和 (Peace)

我々は、恐怖及び暴力から自由であり、平和的、公正かつ包摂的な社会を育ていくことを決意する。平和なくしては持続可能な開発はあり得ず、持続可能な開発なくして平和もあり得ない。

軍縮
核兵器廃絶人道規範・原則

「文章は2030アジェンダ(外務省仮訳)」より引用

白抜きは誰も取り残さないためのキーワード

SDGsを定めた国連「2030アジェンダ」には、国会と議員の役割について言及があります。

・国会の役割

45. (国会議員、政府、公的機関の役割)我々は、新アジェンダのために必要とされる予算の可決と我々のコミットメントの効果的な実施に関する説明責任を確実なものとするために、国会議員が果たす不可欠な役割についても認識している。また、政府と公共団体は、地方政府、地域組織、国際機関、学術組織、慈善団体、ボランティア団体、その他の団体と密接に実施に取り組む。

これを踏まえ、SDGsジャパンは国会、政党および議員の皆様へ以下の提言をします。

1) 各政党の政策にSDGs(「2030アジェンダ」)の達成に向けた 重点目標と具体的施策を掲げる

多様な分野の個別政策を、SDGsを土台に立案してください。SDGs達成には、国内および国際の経済・社会・環境のすべての側面において、実現可能で質の高い政策 / 施策の実施が重要です。

2) 国会や地方議会で、経済・社会・環境を統合した 公正で包摂的なSDGsの実現に一貫して関与する

法案や既存の法律および条例等が SDGsの達成にどう貢献するのか、その影響の利点と懸念点を含め、経済・社会・環境の全ての視点から政策議論を深めてください。SDGs推進に向けた予算の確保と、中央と地方の政府および国会と地方議会が SDGsに取り組むための法的根拠を求めます。

3) 「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、脆弱な立場に置かれている 人々の経験と声が反映され得るプロセスを経て政策/施策を立案し実施する

政策/施策の立案や実施評価および見直しの過程に、当事者を含む市民社会組織も参加できる仕組みが必要です。SDGsの達成には、貧困や格差、差別の解消のための取り組みが欠かせません。

バックキャストिंगで課題解決を

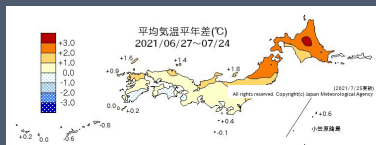
～目指す未来から逆算した行動で、世界の相互関連する課題に取り組む～

SDGsボトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022

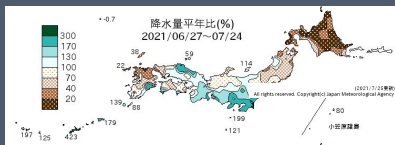
例) 気候に関する課題

令和3年8月9日 環境省報道発表資料「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第6次評価報告書第1作業部会報告書(自然科学的根拠)の公表について」より抜粋

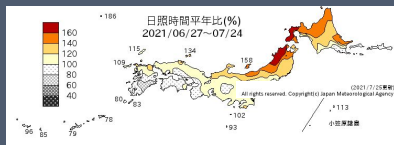
「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない。大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れている。」



平均気温の上昇

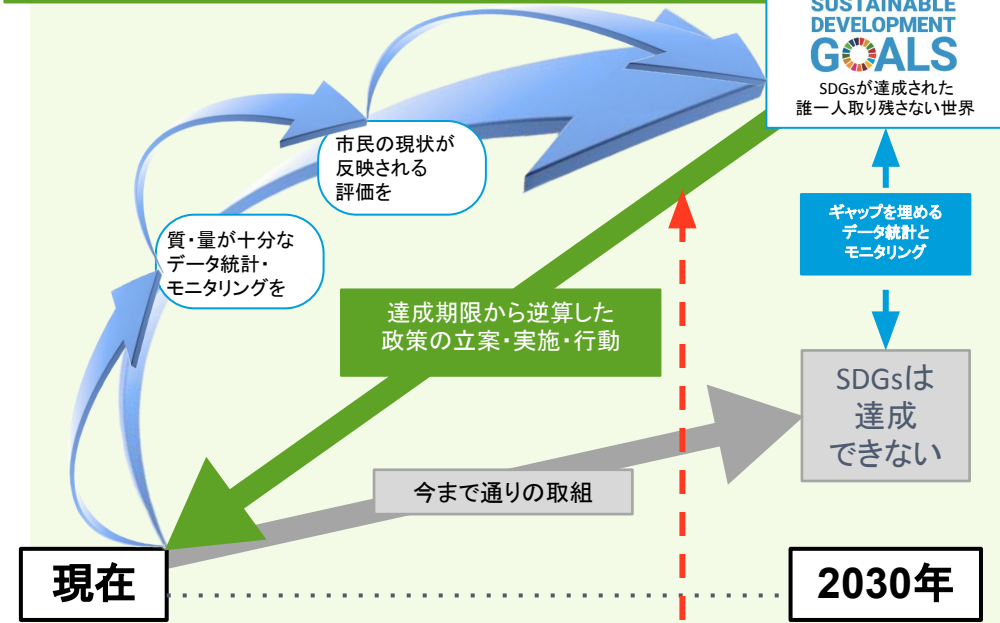


降水量の変化



日照時間の増加

課題の相互関連性とSDGsの不可分性を認識した行動を現代の「持続不可能」な社会・経済・環境を、「持続可能」に変容するために、未来から逆算した行動(バックキャストिंग)が必要



市民社会のSDGsボトムアップ・アクションプランが、政府のアクションプランに反映され、SDGsの基盤と革新性を強化してギャップを埋めていく

複数課題の同時解決(マルチベネフィット)



両立できない関係性(トレードオフ)の解消

課題は相互に影響を及ぼしており、他の側面への負の影響の解消が重要。
(例) 気候危機などへの環境対策が、産業や雇用など経済へ影響を与える可能性(逆もあり)



市民社会と行政府・立法府の新しい関係性

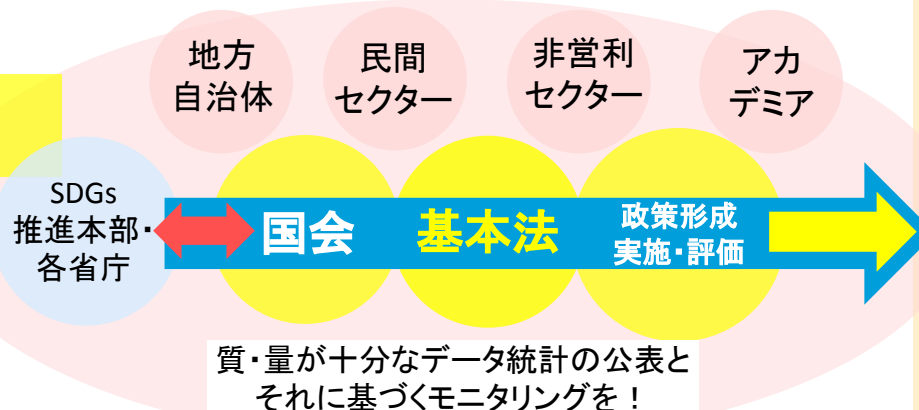
SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022

SDGsを軸にした「誰一人取り残さない」基本法の制定を！

誰もが参画し、実施する
マルチ・ステークホルダー

基本法制定により、
啓発・普及から行動へ

「行動の10年」に人々の実感や
現状が反映される評価を



2030年の
達成された未来
**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**

SDGsで目指す社会
「誰一人取り残さない」
持続可能な
社会・経済・環境
貧困や格差のない社会

参考:「2030アジェンダ」(国連、2015年)

市民社会と行政府・立法府の新しいパートナーシップを！



行政・立法・司法に加え、
市民・住民、民間企業、地方自治体と
地方議会など、あらゆる人が対等な立場で
SDGsの実施に参画する必要があります。

【具体例】

- ・SDGs推進円卓会議の体制強化
・進捗/モニタリングの強化
- ・地方創生SDGsでの市民参画
- ・SDGsローカル指標策定の推進
など



優先課題1.

みんなの人権が尊重され、貧困・格差のない、誰一人取り残さない社会

SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022



大切にしたい視点

年齢、障害、先住性、国籍・民族、雇用形態など

学校でのいじめ対策と人権尊重教育の強化

文部科学省の調査結果では2019年度の学校におけるいじめは61万件、不登校は23万件と、両者とも調査開始以来最大となり、教育を受ける権利が全ての子どもには保障されていないことを示しています。「次世代に焦点を当てた施策を重視」する日本政府にとっていじめ問題はSDGsとの関連で真っ先に取り組むべき課題の一つのはずですが、SDGs実施指針の具体的施策の中に、いじめ関連の施策が含まれていません。文部科学省はいじめ対策の諸施策（「いじめの防止等のための基本的な方針」①）に加え、不登校に関する諸施策（「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」②、「教育機会確保法」③）を公布していますがこれらは全国の学校で周知・徹底されていません。上記通達（①②③）について学校管理職や教職員にアンケートを行い実態を調査するとともに周知・徹底し、これらをSDGs実施指針と紐付けて優先的に取り組むことが重要です。

障害者の雇用における賃金格差を是正する新たな枠組みを構築し、障害のある男女が等しく働けるよう職場における必要な支援の提供と差別解消のための措置

2011年の労働力調査によると国民全体の就業率が70.3%であるのに対し、身体障害者は45.5%、知的障害者は51.9%、精神障害者は28.5%と、障害の有無による就業率の格差が歴然としています。加えて、知的障害者の就業の77.8%は福祉的就労の場です。障害者の雇用における最低賃金減額措置は差別的であり、就労支援事業における原則1割の徴収を撤廃するとともに、一般就労への移行を一層促進し、労働施策と福祉施策の有機的連携の下で必要な支援を受けながら働き、十分な所得を得ることができる新たな枠組みの構築が求められます。SDGs指標8.5.1にあるように、障害者別の女性及び男性労働者の平均時給の実態を把握し、障害者雇用における男女格差にも検証が必要です。この検証結果を踏まえ、障害者が公的部門で働く環境を整備するため、合理的配慮や必要な支援等を提供するための予算を確保するとともに、公的部門での法定雇用率を達成するための工程表を作成し、実施することが必要です。

優先課題1.

みんなの人権が尊重され、貧困・格差のない、誰一人取り残さない社会

SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022



大切にしたい視点

年齢、障害、先住性、国籍・民族、雇用形態など

外国籍の子どもたちへの義務教育と夜間学校の拡充

不就学の可能性があると考えられる外国人の子どもの数は10,046人で、在住外国人児童の7.6%を占めています(文科省 https://www.mext.go.jp/content/20220324-mxt_kvokoku-000021407_03.pdf)。また成人外国人労働者・住民も生活や仕事において日本語の読み書きに苦勞しています。小学校・中学校における学習支援や日本語教育支援は自治体や学校によりばらつきがあり、すべての子どもが等しく学べる状態にありません。また、公立中学校夜間学級(いわゆる夜間中学)は2020年10月末時点で10都府県に34校しか設置されておらず、国による「外国人就労・定着支援研修」に参加できたのは17都道府県の4,200人程だけです。外国籍の子どもたちに義務教育を保障し、成人非識字者のために夜間中学を大幅に増やす必要があります。

障害がある人とない人との格差の状況を明らかにし、所得を保障するための適切な措置と障害者の社会参加における多様な費用負担の軽減措置の見直し及び拡大

障害者は非障害者に比べて所得が低く、さらに障害のある女性は一層厳しい貧困状況に置かれる傾向があります。障害厚生年金と障害基礎年金の受給者は約170万人ですが、8割以上が基礎年金のみの受給者です。これは国民全体の平均月収の1/3、1/4という低水準であり、多くの障害者が低賃金の福祉的就労の下で長期にわたって働いています。工賃月額も障害基礎年金と併せても国民全体の平均月収の半分にも至りません。ターゲット17.18の障害を含むタイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる観点からも障害者の生活実態を把握し、格差の是正を求めます。

優先課題1.

みんなの人権が尊重され、貧困・格差のない、誰一人取り残さない社会

SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022



大切にしたい視点

年齢、障害、先住性、国籍・民族、雇用形態など

障害者が施設に分離されることなく他の者と同様に地域で暮らし、緊急時においてもその命と尊厳が軽んじられることのない平等で包摂的な社会の実現

障害者が施設や病院で長期にわたり生活し社会参加の機会を奪われることで地域社会から孤絶し、障害者は生産性が低く無価値であるという優生思想が根強く残っています。相模原障害者殺傷事件やその後も各地の病院や施設で起きている障害者に対する虐待事案を風化させず、障害者が社会的な支援を得て地域で暮らし続けられるよう脱施設化・地域移行を積極的に進めることを求めます。また、コロナ禍においても常時医療ケアを必要とする人々の生命と尊厳が軽視されることのないよう、平時から地域生活において十分な医療資源が確保される体制を構築するとともに、パンデミックからの社会・経済の再建はSDGsの理念に基づき、より平等で包摂的な社会が築かれることを望みます。

「学校保護宣言」の早期賛同

例えばウクライナでは、2014年の紛争開始以降、1,300以上の教育施設が被害を受け、推定35万人の子どもたちが教育を受けられなくなりました。こうした状況をなくすため、学校の軍事目的での使用をやめ、学校を保護することを目的とした「武装紛争下で学校や大学を軍事目的使用から守るためのガイドライン」とこれを支持し取り組みにコミットする「学校保護宣言」がつくられました。2022年3月現在113カ国が賛同済みですが、日本はまだ賛同していません。学校は、基礎的な知識を身に付けるだけではなく、特に紛争下では子どもたちを暴力や虐待、兵士などへの勧誘から守る役割、また子どもたちに心理的な安心感を与える役割を果たします。目標4を達成するためには、ターゲット4.aで示されている安全で非暴力的な学習環境の提供が必須です。日本はすぐに本宣言に賛同すべきです。

優先課題1.

みんなの人権が尊重され、貧困・格差のない、誰一人取り残さない社会

SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022



大切にしたい視点

年齢、障害、先住性、国籍・民族、雇用形態など

子どもの国籍やルーツ、障害の有無などに関わらずすべての子どもを対象とした高等学校までの学習費の完全無償化

ターゲット4.1では、すべての子どもが「無償で」質の高い初等・中等教育を修了できるようにするとしています。世界人権宣言に基づく国際人権規約では、中等・高等教育（中学校～大学など）も段階的に無償教育とすることを定めており、この規約の実現に取り組むことを2021年に日本政府が国際的に認めてから10年が経ちました。教育の経済的負担はさまざまあり、例えば日本の高等学校（全日制）では年間平均で公立45万円、私立97万円近くの私費負担が生じていることが国の調査でわかっています。授業料だけでなく、授業料以外の学習費すべてについて私費負担をなくす、教育の全面無償化の実現が必要です。

子ども・若者たちの意見表明権に関する文言を第4次教育振興基本計画に記載

日本政府は教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、5年ごとに教育振興基本計画を策定しています。各地方自治体は教育振興基本計画に基づき教育振興基本計画の策定に努めるよう求められています。近年、学校現場では非合理、理不尽な校則や生徒心得、部活内でのルールなどが問題視されています。しかし、昨年のコロナ禍に伴う休校や休校中の学習方法などの学校運営を巡る決定が、学ぶ当事者である子どもや若者の声が反映されることの少ないままでなされたことが分かっています。また、2020年度に「学校の決まりなどをめぐる問題」が理由で不登校になった日本の小中高生が少なくとも全国で約3,800人に達しています。現行の「第3次教育振興基本計画」には子どもや若者の意見表明権とそうした声を尊重し政策に反映することに関して明確な記載はありません。ターゲット4.7には人権や子どもの権利に関する教育を通し全ての学習者の持続可能な開発を促進することが示されており、また、子どもの権利条約第12条では子どもに影響を与えるあらゆる事柄について意見を聴かれる権利を保障しています。それは目標4達成に不可欠な柱です。教育を受ける主な権利主体者である子ども・若者たち自身の意見表明権に関する文言が第4次教育振興基本計画に記載されるべきです。

優先課題1.

みんなの人権が尊重され、貧困・格差のない、誰一人取り残さない社会

SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022



大切にしたい視点

年齢、障害、先住性、国籍・民族、雇用形態など

原則分離教育の実態の変革し、障害のある子どもも原則として自分の住む地域の通常学校・学級に通うこととするインクルーシブ教育制度の実現

日本政府が2014年に批准した障害者権利条約には、障害のある者となない者がともに学ぶインクルーシブな教育が明記されています。文科省の推進する「インクルーシブ教育システム」は、特別支援教育の目的規定を従来の「障害による学習上又は生活上の困難を克服」とし、障害者権利条約の趣旨に沿っていない文言を維持しており、「可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求する」としながらも、「能力に応じ」、「特性を踏まえ」、教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備するとしています。しかし、通常学校で必要な学級規模の縮小が行われていないこと、学校施設の未バリアフリー化等基礎的環境整備が不十分であること、必要な教員や支援員の欠如、通学支援や医療的ケアの欠如等必要とする支援を保護者に求めることにより、通常学校への就学の拒絶や学校内で十分な学びが確保されず、分離別学を固定化する実態を招いています。今後、国連の障害者権利委員会より出される総括所見(勧告)を踏まえ、こうした旧来からの教育の在り方を根本から変革し、障害のある児童生徒も原則として自分の住む地域の学校・学級で学ぶことを原則とする体制の構築を強く求めます。

開発協力での後発開発途上国及び社会的脆弱層への支援の主流化

二国間・多国間援助において、コロナ禍で特に深刻な影響を受けている後発開発途上国に対するODA供与をターゲット17.2が推奨するGNI比0.20%の達成を目指して主流化して下さい。また、紛争の影響を受けた人々、差別の対象となり人権侵害を被っているコミュニティや人々への支援、各国の人権状況改善やそのための法整備支援、社会的認知の支援などをより強化し、日本NGO連携無償資金協力等での重点化を求めます。

優先課題1. みんなの人権が尊重され、貧困・格差のない、誰一人取り残さない社会

SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022

* 各提言の配置は、その優先順位や重要性を表すものではありません。

<p>積極的是正措置として実施している障害者の法定雇用率の算定対象の見直し： 障害者雇用率制度は障害者を雇用するための積極的是正措置とされていますが、障害者雇用率の算定対象を医学モデルに基づき機能障害の程度等で判定・交付する障害者手帳の所持者のみといった限定的な範囲ではなく、障害者基本法及び障害者雇用促進法が定める障害者の定義に基づいて算定対象を見直すことを求めます。</p>	<p>特定の職種からの障害者排除の撤廃： 特定の職種を障害者の就労が難しい業種として働く権利を認めず、障害者をその業種への就職から排除する制度（除外率制度）の速やかな撤廃を求めます。</p> <p>生活保護対象者の捕捉率の上昇： 公的扶助の利用者は207万人（2020年1月）であり2年前より5万人（2.4%）減少しています。捕捉率が3割程度と言われ、基準額の減額も続いており見直しが必要です。</p>	<p>技能実習制度に関わる人権侵害の防止・保護・救済： 権利に関わる脆弱性を抱える外国人労働者の中でも技能実習生は人権侵害に遭いやすい。技能実習生を人権侵害から保護する仕組みの確立、救済へのアクセスの保障、二国間取り決めの締結や送り出し国からの受け入れ停止が必要です。企業はサプライチェーンでの技能実習生・外国人労働者の人権状況を確認し人権侵害を排除すべきです。特に女性の実習生が妊娠・出産で不利益を被ることがないように権利保護の制度及びアクセスについて周知するとともに、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツを保障することが重要です。</p>	<p>包括的な差別禁止法の制定： 障害者差別解消法は施行されていますが、日本にはまだ一般的・包括的な差別禁止法が存在しません。不平等の是正に関する目標10や法の下での平等を求める目標16に則り、早急に策定を進めるべきです。</p> <p>学校教育での人権教育の充実強化： 義務教育における道徳教育等に人権教育・ジェンダー平等教育を位置づけ、効果的に実施する必要があります。また、教員自身が人権に敏感になり、差別を撤廃し平等意識の向上に資するような研修の充実強化が必要です。</p>
<p>障害者の労働に必要な合理的配慮に関する制度の見直し、支援制度の改善： 障害者が働くために必要な通勤、勤務中、その他の場面（福利厚生等）における情報保障、介助等の人的支援体制の確保やバリアフリー住宅や駐車場の借上げなどについて、障害者の状況を踏まえない利用年限や利用要件で限定しないこと。また、雇用と福祉施策の連携により障害者が働くために必要な支援（合理的配慮）制度を改善することが必要です。</p>	<p>SDGs推進における市民社会、社会的脆弱層、若者及び地方の参画の強化： SDGs推進円卓会議への市民社会の参画に加え、女性、LGBTQ+の人々や子ども、障害者、外国人等、脆弱な立場にある人たちが若者、地方で活動する団体など声が届きにくい人たちを含めたマルチステークホルダー一会合を持ち、SDGs推進の政策策定過程への当事者の参画を確実にしてください。</p>	<p>非正規滞在者の医療保障の強化： 公的医療保険制度から排除され、健康破壊にさらされている非正規滞在者、難民申請者に対して必要な医療を提供する仕組みが必要です。</p> <p>衡平な就学機会の保障と就学支援の拡充： 義務教育でも、公立の学校教育費、給食費及び障害児の普通学校通学費など修学にかかる費用の多くを家庭が負担しています。義務教育の完全無償化と普通学校での合理的配慮提供を視野に入れた就学支援の拡充が求められます。</p>	<p>GPE、ECWへの拠出増額： 日本のODAに占める基礎教育（幼児・初等・中等・成人識字教育）の援助額の割合は1.4%（2019年）とOECD/DAC加盟国の平均3.3%よりはるかに少ない。SDG 4のための多国間援助機関である「教育のためのグローバルパートナーシップ」（GPE）への日本の拠出金は年間わずか約8億円で、緊急時の教育援助機関である「教育を後回しにできない」（ECW）への拠出金はいまだにゼロです。COVID-19のために日本からの専門家派遣や日本への研修生招へいが困難な状況下においてSDG 4.1の達成に貢献するため、上記の多国間機関を通じた基礎教育分野の援助の大幅な増額が必要です。</p>

優先課題1. みんなの人権が尊重され、貧困・格差のない、誰一人取り残さない社会

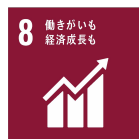
SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022

* 各提言の配置は、その優先順位や重要性を表すものではありません。

<p>SDGsの推進と障害者権利条約の履行： SDGsの推進で障害者が取り残されないため、「第4次障害者基本計画」に加え、障害者権利条約の内容に即して国内法を見直し、SDGsの実施計画を立てる必要があります。</p>	<p>外国人労働者をめぐる政策や入管政策を抜本的に見直し、外国人の人権が保障される多文化共生社会への転換： 少子高齢化による地域持続性の課題や外国人労働者の人権・労働権の侵害及び保健アクセスの不備などの問題の解決をはかり、入管政策を根本的に改めるとともに、外国人の人権保障と多文化共生社会に向けた外国人(移民)基本法を制定すべきです。</p>	<p>子どもの貧困削減のための生活・経済的支援等の強化： 「子どもの貧困対策推進法」・同大綱の通り、保護者の就労・経済的支援等の包括的施策が必要です。2019年に改正された目的規定と基本理念に沿った支援を求めます。</p>
<p>難民受け入れ体制及び難民申請者の待遇改善： 日本の難民認定には不法滞在を取り締まる法務省入国管理局ではなく、別の独立した機関による法手続きから自立支援までを含む対応が必要です。また、難民申請中の外国人の収容及び収容所での待遇は人権を著しく侵害しており早急な改善を要求します。</p>	<p>現地のニーズ、文化・社会背景に沿った適切な教育支援の展開： 日本型教育の海外展開推進事業(EDU-Portニッポン)の展開にあたり、現地の子どもたち・人々のニーズ、文化・社会的背景を適切に把握するためにも、事業地における人々・市民社会の参画を確保し適切にモニタリングを行うことが重要です。</p>	<p>子どもの視力低下対策： 機械学習の機会の増加による子どもの視力低下に関し、極端に視力が低下した子どもを対象に矯正器具の支援政策を行い公平な学習機会を保障すべきです。</p>
<p>公教育支出の増加と教員の労働時間の削減： 日本の公共教育支出のGDPに占める割合は、OECD加盟国の中で最低の2.9%(平均は4.0%)と少なく、教育費の家計負担の割合が高いため貧困層と富裕層の教育格差が大きい。また教員の待遇の悪さももたらしており日本の前期中等教育の教員一人あたりの生徒数は32人です(OECD平均23人)。日本の教員の年間労働時間は1,883時間でOECD平均より200時間も多い。公教育支出を増やし、家計負担を下げるとともに、教員の増員と労働環境の整備が必要です。</p>	<p>低所得世帯への塾代支援： 自治体ごとの低所得者や生活保護世帯向けの塾代支援などの枠組みを全国的なものにしてください。</p> <p>ヤングケアラーへの支援： ヤングケアラーとして学業に専念できない子どもたちの存在は表面化しにくいいため、地方自治体や民間企業、NPOとの連携を通じて支援する必要があります。ヤングケアラーが学業に専念するための金銭的な支援が求められています。</p>	

優先課題2. ジェンダー平等が実現された社会

SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022



大切にしたい視点

ジェンダー、性的指向・性自認など

コロナ下からの復興におけるジェンダー主流化の推進、ジェンダー視点に立った対応の強化

- 新型コロナウイルス感染症の影響がとりわけ女性に深刻に出ている中、全ての政策に対してジェンダーの主流化方針を徹底してください。貧困、教育、人権、平和、災害、環境などのSDGsの諸課題を、ジェンダーを軸に横断的に取り組む必要があります。
- ジェンダー視点に立った感染症対策、紛争・災害対応、緊急・人道支援を強化してください。将来の感染症への備えに対するジェンダー視点からの対策、政策を策定し、体制を構築することが必要です。
- 感染症危機下で一層可視化された固定的な性別役割分業や世帯単位の問題点を踏まえ、平時のジェンダー差別や慣習・制度の見直しなど構造的な問題への対処が重要です。
- コロナ下において、特に女性や脆弱な立場にある人々への必要な支援策を経済・社会的なインパクト調査に基づいて策定・実施してください。特に、就職氷河期世代、性的マイノリティ、ひとり親家庭、高齢単身女性、心身に疾患を抱える人々、障害者など脆弱な立場に置かれている人々の権利と生活の維持のための対策を緊急に強化することが必要です。
- 平時から、特に緊急時には、医療・福祉の最前線で働く女性労働者の待遇改善と育児負担の軽減に配慮してください。
- 女性・少女の自殺者増加に関する調査・対策を講ずる。専業主婦や家事手伝いなどを含めた企業や組織に所属しない女性や非正規労働者の自殺防止や鬱病等の早期発見のために、健康診断時のメンタルヘルスチェック及び必要に応じたカウンセリングの実施を推進してください。

複合差別や交差的な差別の防止及び救済

- 国連の勧告に基づき政府による公的調査により実態を把握したうえで、障害者を含むマイノリティ女性等に対する教育、健康、雇用上の差別の解消及び暴力の防止に努めてください。
- 技能実習生や留学生など移民女性のリプロダクティブ・ヘルス/ライツを保障してください。
- 性的指向・性自認等による差別を解消し、権利を保障する法制度を確立してください。

優先課題2. ジェンダー平等が実現された社会

SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022

* 各提言の配置は、その優先順位や重要性を表すものではありません。

教育の機会均等、ジェンダー教育・性教育の充実：

- 入試における女性差別を始めとする教育機会の格差を解消する。
- 女性のSTEM(科学・技術・工学・数学)分野の参画を促す措置を講じる。
- 義務教育において、アンコンシャス・バイアスを是正するジェンダー教育、包括的性・セクシュアリティ教育、デジタル・リテラシーについての教育を充実させる。同時に教師・保護者・監護者への研修を行う。
- 性的指向・性自認に関わらず、自己の能力を発揮し、リーダーシップを発揮できるようなエンパワーメント教育を幼少時から実施する。同時に教師・保護者・監護者への研修を行う。

雇用、経済分野のジェンダー格差の解消：

- ILO 条約「雇用と職業差別の禁止」(111号)、「仕事の世界における暴力とハラスメントの撤廃に関する条約」(190号)を批准し、働く全ての人の保護を図るハラスメント禁止法など国内法を整備する。
- 性的指向・性自認による職業上の差別-雇用や昇進の機会、ハラスメント、アウトティングなどを禁止する国内法を整備する。
- 男女雇用機会均等法、女性活躍推進法、労働基準法その他関連法の下で努力規定を強化し、性別職域分離の撤廃、同一価値労働同一賃金の原則を推進する。
- 公的機関、企業など組織における従業員及び管理職における男女比、及び男女賃金格差の開示を義務化する。
- 採用・昇進におけるジェンダー差別の実態を把握し、差別解消に向けた取り組みを進め、広く社会に開示する。
- 非正規雇用者の待遇を改善し、差別待遇の事例には雇用主への罰則を強化する。
- 自営業やフリーランスで働く女性労働者に関し、報酬、セクシャルハラスメントを含む性に基づく差別の実態を調査し、セーフティーネットを含む女性の安全と尊厳が確保されるよう法的拘束力を含む環境整備を進める。

開発途上国におけるジェンダー平等実現のためのプログラム実施：

- ODAにおけるジェンダー平等と女性エンパワメント、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの実現を目指す事業への拠出率・額を増やす数値目標を設定する。
- 開発協力において、以下を実践する。
- SDG5「ジェンダー平等と女性・少女のエンパワメント」及び「女性の活躍推進のための開発戦略」に基づいたジェンダー主流化の実施を加速する。
- あらゆる形態のジェンダーに基づく暴力を根絶するための対策を強化する。
- ジェンダー平等な教育環境を目指し、全ての女子が初等・中等教育を修了できるよう支援する。
- ITなどの適切な職業教育を支援し、経済的な自立を支援する。
- 「女性・平和・安全保障に関する国別行動計画」の策定と実施への支援を強化する。
- 多様な性的指向・性自認の人々に適切な支援を提供する。さらに、支援者にもトレーニングを実施する。

ジェンダーに基づく暴力対策：

- ジェンダーに基づく暴力禁止法を定め、処罰規定・民事救済を盛り込む。
- 刑法の性交同意年齢の引上げ及び強制性交等罪における「暴行・脅迫」要件を撤廃し、性的同意のない性行為を犯罪化する。
- 性犯罪に関する公訴時効を撤廃する。
- 18歳未満の者に対し、現在の「監護者」よりも広い地位関係性を利用した性犯罪規定を創設する。
- 国際基準に基づく性暴力被害者支援センターを開設する。
- オンライン上の性暴力、ハラスメントの処罰を可能にする法制度・施策を早急に策定する。
- 女性・少女の性的対象化やジェンダー・ステレオタイプを助長する公共の場での広告を規制するための措置を講じる。
- 障害のある女性への暴力、特に施設における暴力を防止するため、福祉施設での同性介助を標準化する。

優先課題2. ジェンダー平等が実現された社会

SDGsボトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022

* 各提言の配置は、その優先順位や重要性を表すものではありません。

性的指向・性自認等に関わる差別の解消:

- LGBTQ+の人びとなどの性的指向・性自認等に関する差別をなくすための理解増進及び差別禁止を含む「LGBT基本法」を制定する。
- 同性婚の制度化を促進し、同性間パートナーシップの公的承認と権利を保障する。
- 性的マイノリティの人々が、雇用や、仕事、経済、社会保障、生活面等で、不当解雇や雇止めなど含めた差別や不利な状況に陥らないためのオンライン相談窓口などを設置する。また、被害を受けた場合の、従来の救済制度によらない公的生活支援制度等を充実させる。相談窓口からあげられた相談案件は、個人情報伏せて社会課題の改善に取り組む。
- 厚生労働省などの公的機関は、性的マイノリティ雇用を支援している企業に認証マークを与え、広く社会に開示する。
- 職業安定法に性的マイノリティの項目を充実させ、有料職業紹介事業者による不当な扱いがないよう厚生労働省が指導する。

女性の貧困の解消:

- 母子世帯の母の平均年間就労収入は200万円(2016年度厚労省調査)であり、ひとり親家庭への特別な支援として、養育費給付・子育て支援等の支援策を強化する。
- 父親の養育費未払いに対する罰則化などを制度化する。
- 高齢単身女性の貧困率が高い水準であるため、厚生年金のさらなる適用拡大、高齢者向け生活保護制度の見直しを進める。
- 就職氷河期や不景気の影響を受け、非正規職などやジェンダーバイアスによるキャリア構築の社会的困難に伴う経済的事情で、自身の結婚や出産、子どもを持つ事を女性が諦めていることのないような経済・生活支援施策を検討し、改善策を実施する。

ワークライフ・バランスの徹底:

- 長時間労働の解消、ワークライフ・バランスの徹底、育児・家事及び介護等の無償ケア労働の評価、性別間の偏った負担の解消を進める。
- 性別に関わらず育児・介護休業制度を取得しやすくする環境整備と支援策をさらに推進する。
- マタニティーハラスメントや育休を取りたい男性に対するハラスメントを禁止する。

ジェンダー統計:

あらゆるデータにおけるジェンダー統計の取得。特にSDGs等国際比較に必要な統計の整備やマイノリティ女性の雇用や暴力被害などに関する統計を充実させ、格差分析、政策立案につなげてください。

女性差別撤廃条約の完全履行と選択議定書の批准:

- 女性差別撤廃条約の完全履行。特に女性差別撤廃委員会からの最終見解を実現する。
- 選択議定書を早期に批准し、女性差別撤廃委員会の個人通報制度や調査制度を利用できるようにする。

優先課題2. ジェンダー平等が実現された社会

SDGsボトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022

* 各提言の配置は、その優先順位や重要性を表すものではありません。

移民女性に対する対策:

- 「移住グローバル・コンパクト」をはじめ、移民女性の人権を保障し、保護につながる国際規範の周知と取組を推進する。
- 多言語対応により支援情報へのアクセスを改善する。
- 特定の民族や移民女性に対するあらゆるヘイトスピーチやハラスメント、偏見を煽るようなメディア報道を規制する。

女性への差別的な法制度や有害な慣習の根絶:

- 包括的な性差別禁止法を制定する。
- 女性に差別的な法・制度を撤廃または改正する(戸籍法、民法(夫婦同姓原則、再婚禁止期間、祭祀に関する権利の継承)、皇室典範・政府の給付金等の受給権者が世帯主と指定されることから講ずる問題)
- 女性に差別的な慣習・慣行を是正する(土俵上への女人禁制など)
- 性的指向・性自認に基づく差別を禁止する法律を制定する。

「政治分野における男女共同参画法推進法」

の成立と具体的な施策の実施:
法律を成立させようとして、世界が目指すパリティ(平等な参加)を具体的に実現する政策を導入してください。例えば、クォータ制の導入、議員の出産休暇制度、育児との両立支援などの具体的な施策を求めます。

ジェンダー視点に立った紛争・災害、気候変動への対応、緊急・人道支援の強化:

- 日本及び開発途上国において、「パリ協定」、「仙台防災枠組(2015-2030)」の目標達成をジェンダー及び多様性の観点で実施し、ネットワーク連携を強化する。
- COVID-19に関し、特に女性や脆弱な立場にある人々への経済・社会的なインパクト調査を実施し、早急に必要な支援策を策定・実施すると同時に、将来の感染症への備えに対するジェンダー視点からの対策/政策を策定し、体制を構築する。緊急時医療・福祉の最前線で働く女性労働者の待遇、労働環境の改善と育児負担の軽減に配慮する。

SRHRの実現:

- 性と生殖に関する健康と権利(SRHR)推進のため若者向けクリニック設置を推進する。
- オンライン処方を含む緊急避妊薬へのアクセスを改善する。
- 刑法の墮胎罪を撤廃する。
- 人工妊娠中絶の必要要件から「配偶者の同意」を削除する。
- 未成年者の妊娠・中絶については本人の自己決定権を保障し、妊娠・出産による退学処分が起きないよう教育権を保障する。

女性の政治、意思決定参加の推進:

- 2030年までの早い段階で、具体的に年数を区切った上で指導的地位に女性が占める割合を数値目標として掲げる。
- 女性議員を増やすため、国及び地方議会においてクォータ制度を導入する。
- 誰もが立候補でき被選挙権を行使できるよう供託金低減等の選挙制度を改善する。
- 女性リーダー・LGBTQ+リーダー育成・支援のため、メンタリング制度・ネットワーク形成の支援を充実・発展させる。

優先課題3. すべての世代のすべての人の健康と福祉の実現



大切にしたい視点

高齢化、経済状況、障害、国籍・民族、情報、保健医療アクセス、社会的・環境的要因など

外国人移住者が適切な保健医療サービスにアクセスできるよう制度の変更

国内で急速に増える外国人労働者や技能実習生及び留学生に対し、日本での外国人医療の促進や、日本での外国人医療の「医療通訳」の新設・拡充、すべての人にセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスサービスを含む必要な医療保健サービスを提供する仕組みづくりを行う必要があります。緊急医療へのアクセスについては在留資格の有無にかかわらず保障する必要があります。そのために実現可能な制度の整備が必要です。

「誰も取り残さないUHC」実現のための支援

UHC達成に向けて、日本政府は新しく策定した「グローバルヘルス戦略」の下でリーダーシップを発揮し、各国政府が国家保健計画を策定し、保健に対するGDP5%以上の国家予算の投資を行い、衡平な方法により国内資金動員を促進し、医療費の利用者負担の撤廃や強固なアカウントビリティ・メカニズムの構築を行えるように支援してください。またこうしたプロセスにおける市民社会の参画を促進してください。日本NGO連携無償や草の根技術協力でUHC・保健課題を重点化し、日本のNGOによるUHC関連プロジェクトの実施を拡大することが必要です。草の根・人間の安全保障無償で保健案件を重点化し、現地NGOが日本のODA資金により簡便かつ透明性のある形でアクセスできるようにし、日本と現地のNGOの協働によるコミュニティUHC促進イニシアティブ形成をしてください。そして、最も疎外され周縁化されたコミュニティを優先した「誰も取り残さないUHC」取り組みへの支援が重要です。特に、成年・未成年の女性、移住者・移民・難民・出稼ぎ労働者や移動する人々、少数民族、HIV陽性者、LGBT、薬物使用者、高齢者、子ども、障害者等へのUHCの実現が必要です。

優先課題3. すべての世代のすべての人の健康と福祉の実現

SDGsボトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022



大切にしたい視点

高齢化、経済状況、障害、国籍・民族、情報、保健医療アクセス、社会的・環境的要因など

AMR対策へ一層のコミットメント

「薬剤耐性 (AMR) 対策アクションプラン (2016-2020)」に基づくAMR対策が一定の成果を収めてきた。今後は第2次AMRアクションプランを早急に策定し、抗菌薬の「適正使用」、それを支える「サーベイランス」と「検査体制」の整備を着実に進めると共に、パンデミックに対する備え及び安全保障の観点から、抗菌薬の持続的な研究開発を可能にする「インセンティブ」の構築と抗菌薬の「安定供給」の担保が求められる。抗菌薬は現代医療の根幹を支えており、AMR対策の推進を通じたUHCへの貢献を推進すべきである。また、気候変動によりAMRを含む感染症のリスクが拡大しています。気候変動と同様、AMR対策は市民社会からのアクションとワンヘルス・アプローチに基づいた実効性のある取組が急務です。医療・介護・畜水産・獣医療・食品・環境・投資等の関係者がそれぞれの所属を超えて分野横断的に連携すべきです。

社会保障制度の持続可能性の強化

保健医療や公衆衛生を含む社会保障制度は、憲法第25条に規定された健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障するものです。政府・地方自治体は、COVID-19の教訓を踏まえ、地球規模感染症への対応力強化をも視野に入れ、感染症対策を含む公衆衛生への取り組みの強化、COVID-19対策による生活困窮に対する、公的扶助を含む社会保障制度の最大限の活用、国民・市民やコミュニティレベルでの保健にかかわる自助・共助の活動に対する資金的・技術的な支援が強化される必要があります。一方、COVID-19の教訓を踏まえた住民参画型での地域包括ケアシステムの再構築や、関連する諸制度との連携・協働の促進が図られる必要があります。社会保障制度の持続性の観点については、COVID-19の教訓を踏まえて、市民が質の高い保健医療にアクセスする権利の保障を前提に、「財政均衡」にとどまらない観点から「持続可能性」の考え方を再定義し、健康への権利の主体である国民・市民と責務履行者としての政府・地方自治体の関係の在り方について熟議し、合意を形成していく必要があります。

優先課題3. すべての世代のすべての人の健康と福祉の実現

SDGsボトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022



大切にしたい視点

高齢化、経済状況、障害、国籍・民族、情報、保健医療アクセス、社会的・環境的要因など

ポストCOVID-19で危惧されるNCDsへの備え

コロナ禍で不透明な社会経済状況が長期化していることによるメンタルヘルスへの悪影響や、長期間の外出自粛で非感染性疾患（NCDs）の悪化や新規罹患が増大していることを踏まえ、(1) 予防手段の啓発や取り組みの実施促進、(2) 医療機関へのアクセス方法の周知、アクセスの簡便化などを図る必要があります。特にCOVID-19による医療需要がある程度縮小した段階でNCDsやメンタルヘルスの予防・診断・治療の需要を吸収できるような保健医療財政とキャパシティの拡大が必要です。

東京栄養サミット2021のコミットメントを受けた栄養改善への支援展開・強化

2021年12月に開催された「東京栄養サミット2021」で日本政府が行った3,000億円のコミットメントを受けた明確な拠出計画、案件形成と支援の展開、モニタリング及びレポーティングの実施を求めます。コロナ禍や紛争、気候変動で深刻な課題となる飢餓・栄養不良・食料不足への対応、また肥満や非感染性疾患を予防する社会環境・食生活環境の整備といった課題への取り組みが求められます。子どもの発育阻害や肥満、非感染性疾患の防止のためには、食事習慣や適切な栄養指導の保健システムへの統合が必要であり、またNGOや栄養士などを含む専門性を持つステークホルダーとの協力が不可欠です。さらに、食生活に関する選択肢が少ない状況に置かれている都市貧困層に対しては非感染性疾患の原因となる因子（塩、砂糖、トランス脂肪酸、アルコール等）の需要及び供給の削減と、より栄養価が高く非感染性疾患を生じさせない食物の選択肢の確保が不可欠であり、そのためには、食品・飲料産業の生産・販売戦略の見直しや協力、政府による規制強化も必要とされます。さらに、気候変動や紛争により深刻化する飢餓問題に対し、危機の発生を予防する先行的行動への投資と飢餓への緊急支援が求められます。

優先課題3.

すべての世代のすべての人の健康と福祉の実現



* 各提言の配置は、その優先順位や重要性を表すものではありません。

<p>SRHRの推進: 包括的性教育を小学校から導入し、とくに若者に向け避妊や中絶の正確な情報を含むセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスの情報・教育を提供する。緊急避妊薬(アフターピル)の市販化や経口妊娠中絶薬(ミフェプリストン)の承認、及び経口妊娠中絶薬の入手に配偶者等の同意を条件としないなどの施策を進めセクシュアル・リプロダクティブ・サービスへのアクセスを向上する。</p>	<p>日本での外国人医療の促進: 外国人労働者の保健医療サービス(リプロダクティブ・ヘルスを含む)へのアクセスを保障し、さらに病気やけがを理由とした解雇や帰国といったことが起こらないよう制度の変更をする必要があります。また、一部の自治体で行っている「未払医療補填制度」について、全国レベルでの政策の策定と普及が求められます。</p>	<p>栄養改善のための農業推進と孤児作物の見直し: 特定の地域で昔から摂取されてきた栄養価の高い作物で近代的な生産の改良の対象などになっていない作物(孤児作物)を見直し、食料の安全保障や栄養改善にもつなげてください。アフリカでは既にコンソーシアムなども設立されています。</p>	<p>オールジャパンでのアジア・太平洋地域のマラリア排除達成: APLMA・APMENとの連携を強化し、産官学・NGO協働で、①ODA案件等によるマラリア対策事業(無症候性マラリア対策ラストワンマイル)を通じて「取り残された人々」への必要不可欠な公共医療サービスを提供し、②①の達成のために現地のニーズと新技術開発、現地人材育成及びその技術・製品の普及推進を求めます。</p>
<p>日本などが開発する新薬・新規保健技術へのアクセス改善: 日本や他のアジア先進国などで開発された新薬・新規診断・医療技術の途上国における迅速な普及促進のための統合的な政策の策定と実施が重要です。この際、これらの新規技術の「地球規模の公共財」としての側面をどのように実体化するかをグローバルヘルス戦略の下で議論する必要があります。</p>	<p>質の高いプライマリー・ヘルス・ケアを核としたUHCの推進: UHCの中で十分に議論されていない、予防やコミュニティベースの保健への取り組みを重点化し、持続可能な資金的・技術的支援を行う。</p>	<p>疾病の回復だけではなく健康寿命の延伸: 疾病の治療と生命維持を目的とした「キュア」に加えて、生活の質の維持・向上を目的とした「ケア」の重要性をより高く位置付けることが求められます。生活の質の維持・向上は、身体的、精神的、社会的観点、すなわち人間の尊厳が考慮されることにより達成可能なものです。</p>	<p>NTDなど顧みられない病気の治療を開発するための研究開発の拡充と医薬品のアクセスの確保: NTDなど顧みられない病気で苦しんでいる患者さんに治療薬や治療法を開発するためには、医薬品開発の特性である低い成功率を見越して、幅広い化合物を持ったポートフォリオを維持して研究開発を行うことが重要です。COVID-19によって顧みられない病気への関心が薄れる中で、顧みられない病気の治療薬を作り出すための研究開発はこれまでも増して求められています。また作った治療薬や治療法を患者さんに届ける方策や資金的な手当てについても寄付に頼らない持続的な枠組みが必要です。</p>
<p>医薬品に関わる知的財産権保護の緩和や技術移転による公平なアクセスの促進: 二国間・多国間の貿易交渉において、途上国における医薬品アクセスの普及を妨げる知的財産保護制度の要求を行わないこと、またパンデミック等の健康危機の際に知的財産権の障壁を取り除く取り組みが重要です。途上国における医薬品の研究開発や生産を促進するための技術移転やライセンス・技術共有等、医薬品への公平なアクセスを促進する国際社会及び国内の取り組みを主導・支持・支援してください。</p>	<p>生命が健やかに暮らす環境で育てられた食の推進: 効率化及びコスト削減優先の工業的な食料生産のシステムをシフトし、生態系を守り地域で育つ動植物/農作物との一体性及び命のつながりを重視した健やかな環境で育てられた安全、安心な食による健康の増進を求めます。</p>	<p>水・衛生へのユニバーサルアクセスの実現: 水・衛生(トイレ・衛生習慣)へのアクセスは、コミュニティが健康危機や気候変動による災害にレジリエントであるために不可欠です。日本政府は長年、水・衛生の最大ドナーであり、さらに資金拠出を拡大し、特に低所得国への水・衛生援助を拡大するとともにインフラのみならず、各国・地域の水・衛生システムの強化に注力することが重要です。</p>	

優先課題3. すべての世代のすべての人の健康と福祉の実現

SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022

* 各提言の配置は、その優先順位や重要性を表すものではありません。

中所得国におけるHIVの「対策の鍵となる人口層」対策支援:

社会の中でHIVなどの感染症に脆弱な状況に置かれている「対策のカギとなる人口層」(キーポピュレーション)について、日本の保健ODAの取り組みの柱の一つとして支援してください。特に現地市民社会・当事者組織を支援できるよう、日本の既存の二国間援助スキームを改革するとともに、この取り組みを実現できる人材の育成なども行う必要があります。ODA本体事業としての実施、NGO連携無償を活用した日本のNGOを經由しての実施、草の根・人間の安全保障無償の改善による現地NGOの支援など、複数のチャンネルによる支援を検討してください。HIVに関するキーポピュレーションに加え、COVID-19に関わるキーポピュレーション(高齢者、都市貧困層、貧困なNCDs患者、大気汚染による疾病の患者、ホームレス状態にある人等)を含めます。

アジア太平洋地域の結核候蔓延国での結核対策支援の強化:

アジア太平洋地域で結核が高蔓延の状態にある中所得国が、一人当たり国民所得の向上等によりグローバルファンドの資金拠出の対象国から非対象国に移行する場合、その「移行計画」に協調する形で、結核対策システムの強化を中心に日本周辺の高蔓延国の中蔓延国化を図る。アジア太平洋結核対策イニシアティブとして戦略的に実施し、結核の診断と治療を拡大して薬剤耐性結核を含むAMRや他の感染症に対処することを求めます。

途上国の保健医療施設における水・衛生のアクセス改善:

後発開発途上国の保健医療施設の50.4%において敷地内で清潔な水を利用することができず、世界の3分の1の保健医療施設で適切な手洗いができない状態です。COVID-19や将来的なパンデミックに備えるため、①UHC関連施策のなかで保健医療施設の水・衛生を重点課題とし、②各国政府による保健医療施設の水・衛生の改善を支援し、③保健医療施設の水・衛生の重要性を国際社会に発信することが重要です。

ライフコースに寄り添ったメンタルヘルスへのサポート:

メンタルヘルスに関わる課題は国や地域・年齢・性別に関係なく誰も共通する課題です。生産年齢人口におけるメンタルヘルス不調は経済活動にも影響を与え、また高齢期の認知症についても長寿化する社会においてQOLに大きく影響します。プライマリケアのレベルにおいて、それぞれのライフコースに合わせた形でメンタルヘルスへのケアが受けられる体制が必要です。また、COVID-19の影響によってメンタルヘルスのさらにリスクは高まっており、若年層においてもその傾向は顕著です。一般的にすべてのメンタルヘルス不調を抱える人の半数が15歳より前に、75%が成人初期までに発症していることを鑑みると、こども・青年への追加的な対応策を検討すべきです。

中山間地域に在住の高齢者の保健・医療アクセスの支援:

COVID-19の影響で高齢者のQOLは大きく低下しました。ワクチン接種による感染や重症化の防止、治療の経験の積み重ねや技術の進展を踏まえ、ワクチン接種や様々な防疫活動によって作り出される均衡状態のもとで、地域包括ケアの再建をどのように実現できるかを検討し高齢者のQOLの早急な回復が求められます。

貧困層の医療アクセスの向上のための統合的取り組み:

低所得者層の国民健康保険・国民年金等へのアクセスの改善や、生活保護法上の公的扶助の一つである「医療扶助」へのアクセスの簡便化を含め、各種制度を組み合わせて柔軟に活用してください。

2030年までの三大感染症の終息と多国間資金拠出機関への資金ニーズへの対応:

2022年に展開されているグローバルファンド(世界エイズ・結核・マラリア対策基金)への第7次増資は、前回の30%増の180億ドルが目標です。日本も30%増の1.1億ドルを拠出表明するとともに、他のドナー国やその他の国々、民間財団等と協力して目標金額の達成に向けてリーダーシップを発揮する必要があります。

優先課題3. すべての世代のすべての人の健康と福祉の実現

SDGsボトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022

* 各提言の配置は、その優先順位や重要性を表すものではありません。

保健安全保障の徹底と備え:

COVID-19をはじめとする急性ウイルス感染や、エボラウイルス病などの重篤なウイルス感染症などについて「アウトブレイク対策」にとどまらず、そもそもアウトブレイクが起こらないようにしていく必要があります。特に、エボラウイルス病や急性ウイルス感染症疾患等の場合には、アウトブレイクのリスクが高い地域の自然環境(熱帯林及び生物との関係)、社会、文化、政治、経済、軍事、及び当該地域社会がこれらの課題をどのように認識・把握しているかに注目し、特にリスクの高い地域における恒常的な取り組みによってレジリエントな社会を構築を目指す必要があります。

子ども、妊婦、胎児などもっとも化学物質の影響を受けやすい人を基準とした化学物質対策: 国際がん研究機関(IARC)が発がん性2Aに指定したグリホサートを含む除草剤、他の殺虫剤、農薬、香害を含む化学物質過敏症に関連する化学物質等について、影響を最も受けやすい人を基準とした包括的な健康影響の検証、規制の実施を求めます。

PHRIによる1人ひとりのエンパワーメント:

必要な時に適切な方法で医療にかかるための「上手な医療のかかり方」を一人ひとりが実現できるようにその理解を促進し不安を払拭できるような、当事者参画のポストCOVID-19における医療提供体制と個人のあり方を変える開かれた議論が必要です。また、政府も推進している「医療DX」の推進においても、病院や薬局が保存・保管している個人の医療データ(PHR: Personal Health Record)を患者・当事者が管理することにより自分自身をより深く理解し、自ら意思決定をできる環境や具体策を生み出すためのマルチステークホルダー参画による開かれた議論が求められます。

マラリアワクチン開発・製造促進支援:

現在我が国においてマラリアワクチンの開発は大学などのアカデミアを中心とした企業連携が進められており、政府としてはGHITへの拠出等を通じてこの取り組みを支援しているが、臨床開発の後期段階(フェーズ3)以降に対する資金支援メニューがないことがひとつのネックになっています。既存の支援措置の拡充や新たな公的支援のあり方について検討し必要な措置が必要です。また、感染症危機管理に係る製薬産業を持続可能なシステムとして維持するために、感染症にかかる医薬品、医療機器の開発、製造販売を行う製薬企業への租税措置、薬価上の優遇などのインセンティブの構築が必要です。例えば「事前買い取り制度(備蓄)モデル」、「定期定額購買制度(サブスクリプション)モデル」の整備などを目指し、国際社会でのリーダーシップを発揮し、また有事におけるワクチン製造を想定して国内の汎用性があり高水準のワクチン製造設備の建設・維持に係る資金助成制度、租税特別措置、規制緩和など、必要な措置が求められます。

患者・当事者のヘルスリテラシー向上と医療従事者への教育の拡充:

患者・当事者と医療従事者が治療やケアについても考え、協働し、臨床現場において合意形成を行える状態を目指すため、医療従事者への教育を通じて患者・当事者の社会的、経済的、心理的に置かれた立場への理解を促すとともに、患者・当事者のヘルスリテラシーの向上を推進すべきです。

各国政府による衛生行動の促進の後押し:

Hand Hygiene for All initiativeの枠組みで、現在、複数の途上国政府が「すべての人の手指衛生(Universal hand hygiene)」を達成するためのロードマップを策定中です。各国政府が同ロードマップを実行していくためには、財源ならびに技術支援が必要であり、これまで水・衛生の最大ドナーであった日本政府として本ロードマップ実施プロセスの支援を求めます。

優先課題3. すべての世代のすべての人の健康と福祉の実現



* 各提言の配置は、その優先順位や重要性を表すものではありません。

パンデミックへの予防・備え・対応ができる強固で公平で包摂的な保健システムの構築：
COVID-19の医療品の不平等を解消し、公平なアクセスを確保すると共に、必須保健・栄養サービスの中断による影響を受けている女性や子どもをはじめとする最も脆弱な立場に置かれた人々のサービスへのアクセス改善が重要です。パンデミックへの予防、備え、対応を改善し、必須保健・栄養サービスを維持できるよう、保健人材の育成、統合的なサービス提供、医療費の自己負担をなくす制度構築を含む、強固で公平で包摂的な保健システムへの投資を通じたUHCの達成への貢献を求めます。

マラリア診断法の開発、治療にかかる創薬促進支援：
我が国のマラリア対策統合戦略の一つの柱である、鋭敏かつ簡易な診断法の開発推進、そして、薬剤耐性マラリアの治療にかかる創薬への投資にも十分配慮してください。

マラリア研究費の確保と人材育成：
研究費や支援体制の問題により、我が国におけるワクチン開発等の創薬に携わる研究者の先細りが懸念されます。政府としても国立感染症研究所の定員を大幅に増員するなどの対応を取っているところですが、更なる対策が必要です。国立感染症研究所と国立国際医療研究センターを統合した日本版CDCが有効に機能する青写真の提示が必要で、それに伴う研究費や人員の配分等の仕組みを改めて再構築するなど、継続的な人材育成、研究費確保の対策を早急に講じてください。

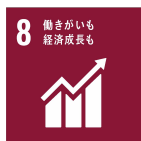
COVID-19で打撃を受けた三大感染症への対応・資金強化：
「2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった感染症をなくす」ことがターゲット3.3ですがその進捗はCOVID-19により大きな打撃を受けており、これは人間の安全保障に関わることを政府として再認識する必要があります。既存の感染症への対応資金はCOVID-19へ分配され、結核では国連の目標の半分以下（41%）で、推定必要額にはるかに及ばない状態が続いています。UHC達成やパンデミックへの備えのスキームなどにおいても、三大感染症への資金配分が十分に振り向けられるように政府として留意することを求めます。

マラリアに関する海外臨床研究についてのAMED、JICAの予算増額と対象拡大：
海外臨床研究拠点形成についてAMED予算の増額と継続性を図り、また、JICAにおける海外の疫学研究や公衆衛生研究の支援で、開発中の医薬品等の臨床研究も対象に含めて支援する新たな枠組みを構築してください。

アフリカ農業振興と連動したマラリア対策の実施：
JICAによる農業振興事業においてODAにおける分野横断的なマラリア対策を講じてください。①気候変動による生態系や環境変容が引き起こすマラリア流行リスクを評価し、必要な対策を組み込む、また②水田稲作推進拡大によって新たなマラリア流行が予測される地域に対し、PPR(予防、備え、対応)を強化し、ヘルスセキュリティーを確保するなど、早期の事前警報システム整備や感染対策(診断、治療、ベクターコントロール)が必要です。

優先課題4. 持続可能な経済・社会・地域の実現

SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022



大切にしたい視点

少子高齢化、第1次産業、バリアフリー・ユニバーサルアクセス、零細・中小企業、科学技術の倫理・法・社会的側面など

地方自治体におけるローカル指標の策定推進

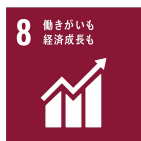
地方自治体地方自治体が取り組むべきアクションの一つの柱として「ローカル指標の策定」と「指標及びその進捗の可視化による参加の促進」を打ち出してください。地域の担い手が減少する中で、地域の持続可能性を測るローカル指標を参加型で策定し、その指標と進捗度合いを広く市民が共有できるよう可視化することにより参加とパートナーシップを促進することが重要です。地域の幸福実感を高め次世代に繋ぐコミュニティを醸成するための市民によるローカル指標の策定と可視化は地域社会への参加意欲の向上に有効であり、また、ターゲット16.6や16.7の達成に直接つながります。そのために必要な人材や予算の確保が望まれます。

いかなる障害のある人にとっても、障害のない人と同じように物理的環境、輸送機関、情報通信、並びに公共スペース及びサービスへのアクセスができるバリアフリーなまちづくりの加速化

全国の鉄道の駅のバリアフリー化はいまだ45.7%であり、特に地方はバリアフリー整備が大きく遅れています。鉄道駅でのホームドアや音響式信号機の設置、空港のアクセスバス・長距離バスへのリフト付きバス導入など、指標11.2.1で達成を目指す公共交通機関へのアクセスを増大させる取り組みが必要です。加えて、アクセシブルな物品、製品、サービスの開発・普及を図るために、アクセシビリティ要件を定めた公共調達法の整備や、行政・事業者等あらゆる関係者にアクセシビリティに関する職員研修受講を義務付けるなど、障害者の移動の権利と情報へのアクセシビリティ権利を保障するためのバリアフリーなまちづくりの加速化が必要です。

優先課題4. 持続可能な経済・社会・地域の実現

SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022



大切にしたい視点

少子高齢化、第1次産業、バリアフリー・ユニバーサルアクセス、零細・中小企業、科学技術の倫理・法・社会的側面など

最低賃金額の抜本的な引き上げと不法な長時間労働の捕捉・規制

日本の法定最低賃金額は先進国中最低に近く、その賃金額でさえ守られていない企業も多く存在しています。厚生労働省の「賃金センサス」及び「就業構造基本調査」から推計すると、2009年度の調査で、最低賃金以下で働かされている雇用者が全労働者の2.6% (132万人)いるといわれています。法定最低賃金額の引き上げは下落が続いている実質賃金額全体の上昇にもつながるとともに、労働者の生活水準をあげ「誰一人取り残さない」という目標の達成に貢献します。政府も企業の高い内部留保率を批判していますが、法定最低賃金額を引き上げることで経済の好循環が期待できます。

ポトムアップの地域活性化のためのマルチ・ステークホルダー・パートナーシップの推進

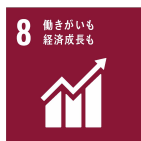
地域代表として政府の審議会に参加している委員などの多くは地方の経済界の代表や有識者などであり、地域で様々な課題に実際に取り組んでいる市民社会の団体などの代表者はメンバーに入っていないことが多いです。地域の活性化に関する審議会など政策決定に影響のある委員会や機関などには、地域の社会福祉協議会の代表やNPO・住民団体の代表、協同組合の代表など、市民社会団体の代表者が必ず入るようにしてください。また、政府や地方自治体の審議会等に関して委員は性の多様性に配慮した人選・割合にしてください。

脱炭素化ビジネスへの速やかな移行

持続可能な社会への転換に資するビジネス・雇用の創出のため、現在のエネルギー多消費産業構造から、脱炭素化ビジネス(再生可能エネルギー・省エネルギー関連産業)への転換を軸に、地域・コミュニティ主導で地域の活性化を図り、公正な労働の移行ができるよう政策を押し進めてください。

優先課題4. 持続可能な経済・社会・地域の実現

SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022



大切にしたい視点

少子高齢化、第1次産業、バリアフリー・ユニバーサルアクセス 零細・中小企業、科学技術の倫理・法・社会的側面など

地域における公共交通や移動販売などの生活インフラの維持と移動の自由の維持

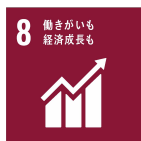
日本の公共交通は公共と銘打たれながらも民間企業によって支えられています。今回の新型コロナウイルス感染拡大防止のための自粛要請で、バスやタクシーなどの公共交通の利用が減少し、その経営は危機的な状況となっています。公共交通が途絶えるとその手段しか移動手段がない地域は移動の自由を奪われることとなります。その維持には行政の支援が必要です。また、近隣に買い物のできる場所がない地域においては、自家用車や免許を持たない方にとっては公共交通または移動販売が唯一の買い物手段となります。インターネットの普及が進んだとはいえ生鮮食品の購入は困難であり、またインターネット販売の利用は通信環境の問題と、高齢者などは技術面でも困難です。こうした生活インフラの維持も民間と協働しながら行政機関で支援する政策を進めてください。

国際的に認められている先住民族の自己決定権を基盤とする諸権利の保障

2007年に国連で採択された「先住民族の権利に関する国連宣言」には、世界各地に存在している先住民族が持つ諸権利とそれらを保障する国家の責任が世界共通の基準としてまとめられています。日本では2008年になってようやく政府がアイヌ民族を先住民族と認め、2019年に制定された「アイヌ施策推進法」において法律の条文にはじめて先住民族と記述されましたが、この法律はアイヌ民族に先住民族の諸権利を保障する内容にはなっていません。また、琉球民族は国際的には日本の先住民族として位置付けられていますが政府はそれをいまだに認めていません。先住民族の声に真摯に耳を傾けその権利を保障することが必要です。

優先課題4. 持続可能な経済・社会・地域の実現

SDGsボトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022



大切にしたい視点

少子高齢化、第1次産業、バリアフリー・ユニバーサルアクセス 零細・中小企業、科学技術の倫理・法・社会的側面など

地域の相談員の調整・開拓・創出コスト3割の実現

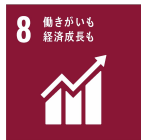
周辺化された方々を支える仕組みは近年、整備されてきました(生活困窮者自立支援法・ひきこもり対策推進事業・地域福祉相談支援体制構築モデル事業等)。これらの取り組みは、相談から各支援メニューにつなぐフローになっていますが、地域においては相談の仕組みや繋ぎ先のメニューが充分とは言えず開拓や創出する事が必要になっています。これらの従事者が対人援助(相談)以外の、地域でのリソース創出と地域ごとの支援政策を整える事に取り組める為のコストを、各制度に組み入れた設計としてください。

SDGsの実現に直結した企業ガバナンス改革のルール作り

SDGs時代、企業も刹那的な「時価総額経営」の問題点に気づき、「ESG経営」に活路を見出しつつあります。この機を逃さず、「格差是正」「持続可能な社会・経済・環境」など、SDGsの視点を企業ガバナンス改革に大胆に導入することで、日本が世界に先駆けて、SDGs時代の創造的資本主義のパラダイムを切り開いていく可能性が見えてきます。例えば、労働分配率の向上のために、役員報酬を従業員の賃金とリンクさせてコントロールする、社会価値の創出を人事評価基準に含めるといったことや、社会課題の解決をミッションとする企業法人形態を制度として導入することを検討する、といったことが挙げられます。また、SDGs時代において、企業行動に「違い」を作り出すには、現在の、短期的な利益創出と中長期的な社会価値の創造のトレードオフ関係を乗り越える努力が必要です。SDGsの「普遍性」「統合性」に着目し、各目標間のトレードオフ関係に配慮して包括的な問題解決を追求する取り組みの標準化、規格化(例:コンセプト規格)は重要です。こうした情報は困り込まれたり、高額で取引されるのではなく、オープンソースとして提供されることが重要です。

優先課題4. 持続可能な経済・社会・地域の実現

SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022



大切にしたい視点

少子高齢化、第1次産業、バリアフリー・ユニバーサルアクセス、零細・中小企業、科学技術の倫理・法・社会的側面など

途上国・新興国の農業・食料分野の零細・中小事業振興・起業の支援の重点化

途上国では農村から都市への人口流出が加速しています。これに対して、農村部での農業・食料分野での零細・中小企業の事業振興・起業（MSME）の支援強化が必要です。若者がより積極的に農業分野に従事できるようになることで、食料生産や流通の向上、雇用の改善などを実現することができます。日本企業の進出支援のみならず小農など脆弱な人々に裨益するような途上国自身の産業を育て、それと日本企業との連携を追求することも重要だと考えられます。

「ビジネスと人権に関する行動計画」の推進とフォローアップの実施

2020年10月に政府が発表した「ビジネスと人権に関する行動計画（NAP）」をあらゆるステークホルダーの参画のもと遂行し、既存のギャップを埋めるための議論を含め、フォローアップを実施してください。また、欧州で活発化する法制化の動きも受け、人権デューデリジェンスの法制化の議論についてもあらゆるステークホルダーの参画のもと進める必要があります。外務省内では、「行動計画」を推進する円卓会議、作業部会メンバーに参画し、経産省におけるサプライチェーンガイドライン検討会でも、意味のあるガイドラインにすべく引き続き取り組むことが求められます。

優先課題4. 持続可能な経済・社会・地域の実現

SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022

* 各提言の配置は、その優先順位や重要性を表すものではありません。

STI導入の負の側面を克服し、新たな社会に移行する具体的方策の検討・策定と導入：
STI導入の負の側面として懸念されている大量失業、格差の拡大、再生不能資源の消費の拡大、人間疎外などについては、(1)教育・雇用・包摂、(2)希少金属のリサイクルの徹底、(3)再生可能エネルギーの効率性の飛躍の拡大等の技術イノベーション、(4)人々が自らの問題を発見し、主体的に取り組み、解決できるような地域・社会的コミュニティの形成や社会参画の拡大、など、とりうる政策的手段を総動員したSTI時代の「新しい社会」への平和的移行が必要です。NGO/NPOや協同組合、労働組合、宗教団体等、社会セクターと政府・企業等との連携の最大限の強化が求められます。

公共調達における社会責任調達の確立：
SDGsの達成に向けてあらゆる公共調達が社会責任調達となるよう包括的な施策を講じる必要があります。政府調達においてもまず政府自ら実践し、そして、補助や交付の形で自治体に託される資金についても同様に社会責任調達を進め、その状況を公開していくことが重要だと考えられます。

STIの導入による倫理的・法的・社会的影響及びその政治的インパクトについての調査・研究の実施：
今後10年の科学技術イノベーション(STI)の導入は、個別の直接的メリットとは別に大きな社会的変動を生じさせます。SDGsの「持続可能性」及び「貧困・格差の解消」におけるSTIの正負の影響について調査し、各方面でどのような政策が必要なのか学際的な検討が求められます。

企業によるSDGsへのインパクトの増進及び本質的な取り組み促進への主導的な役割の強化：
「サプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン」策定を受けて、人権方針、サステナブル調達などが個社のマーケティング要素や企業のSDGsへの取り組みなどという限定的な枠を超え、企業活動の基盤として定着させる必要があります。先行企業が不利益を被らない公平な競争条件(level playing field)の構築も求められます。業界によっては各社取り組む課題の根本原因が各社で重複している場合も多く、個社の取り組みを超え、政府も巻き込んだ形でのより大きなインパクトを生み出すことのできる業界全体によるアプローチが必要です。官・民・市民社会の協働の場とした枠組み設定を求めます。

脱炭素化ビジネスの育成のための環境整備：
省エネ・再エネ関連産業を育成するための市場環境(カーボンプライシング等)や、技術障壁への対応(系統連系強化など)、関連するビジネスへの移行支援が重要です。

公的資金を投入するSTIIに関する透明性と説明責任の確保：
STIの優先分野、開発内容、開発理由、開発主体等の情報公開、及びその決定過程における多様なセクターの対等な関与を保障する仕組みが重要です。

優先課題4. 持続可能な経済・社会・地域の実現



* 各提言の配置は、その優先順位や重要性を表すものではありません。

<p>STEM教育の推進を通じた既存のデジタルリテラシーの格差縮小: 遅れている中高年女性のデジタルリテラシーを向上できるよう環境を整えてください。</p>	<p>途上国での適正技術(中間技術)の導入に関する二国間・多国間援助での支援: 「最新技術」にこだわらず、地域のニーズに基づいた「中間技術」や「適正技術」の導入を支援するイニシアティブを形成してください。</p>	<p>一方向的な経済成長から「最適な経済規模」への移行: 経済発展の目標を最適な経済規模(Optimal Scale of Economy)にシフトし、各国、各地域の実情に合わせたきめ細かな目標を尊重し、経済活動の質の転換と地域資源の循環を作り出す活動を促進してください。</p>
<p>自然資本勘定の導入による地方創生施策の展開: 自然資本の財務的な価値を明らかにし地域の価値を再定義する政策を全国的に導入することが重要です。</p>	<p>非正規公務員のディーセントワークの実現: 地方の公共サービス安定化や包摂的な地域づくりのため、地方公務員の3人に1人という非正規公務員の格差是正が重要です。</p>	<p>食料主権に基づく小農支援と地域の活性化: 2019年に始まった「国連家族農業の10年」及び「小農と農村で働く人びとの権利に関する国連宣言」を支持し、国内外を問わず、地域の人びとが何をどのように作るかを決定し、そのための土地と手段を維持し、それらを後世に引き継ぐ権利の保障とその実践を通じた地域の活性化が重要です。</p>

優先課題5. 災害の防止と被害の軽減、生活に必要なインフラの確保

SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022



大切にしたい視点

災害に対する脆弱性、人権、スフィア基準など

スフィア基準：人道憲章と人道支援における最低基準

ハード面の「防災」に加え、被害を最小化させるソフト面の「減災」「適応」への取り組みの推進

激甚化、また頻発化する災害について、「ハード」のみで防御しようとするとう大な資金と時間がかかり、気候変動や新規の科学技術導入に伴う想定外の産業災害などへの対応がおろそかになります。国連の「人間の安全保障」の防災・減災アプローチの実現として、危険の未然回避、現場レベルでの防災・減災アクション、地域・自治体・企業等の連携を強力に促進する必要があります。策定が進む避難行動要支援者の個別計画については関係者で共有されることが重要です。政府が養成を進める「防災スペシャリスト」や「災害専門ボランティア」については、特に重機の扱いや避難生活支援が可能な人の養成が急務であり、単に養成で終わるのではなく、各地域で継続的な連携が担保されることが重要です。「防災・減災・復興における男女共同参画」やユースの参画を進め、仙台防災枠組に掲げられた合意の履行を加速化することが必要です。国際的な取り組みが動いている宇宙防災（小惑星衝突、太陽フレア等）への対応も検討してください。

優先課題5. 災害の防止と被害の軽減、生活に必要なインフラの確保

SDGsボトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022



大切にしたい視点

災害に対する脆弱性、人権、スフィア基準など

スフィア基準：人道憲章と人道支援における最低基準

国及び地方公共団体における防災・減災に関する審議体の構成員として障害者及びその家族が実質的に参画できる措置

東日本大震災では障害者の死亡率が被災住民全体の約2倍だったことについて国はその検証と再発防止策の検証を行っていません。国及び地方公共団体における防災及び減災に関する審議体の構成員として障害者及びその家族が参画し、人命最優先の観点から行政が保有する個人情報をも有効に活用する手立てについて平時から協議し、地域防災計画に組み入れてください。安全で、適切な支援が得られる福祉避難所を増やすとともに、それに関する情報を平時から市民に提供してください。仮設住宅の基本形をバリアフリーにするための実効性のある措置を国として公示し、普及するよう措置を講じてください。防災計画策定への包摂的な参加の保障を求めます。

行政・NPO・災害ボランティア等の多様な主体の、全国あるいは都道府県規模での連携強化

避難所としての協定を自治体と結んでいる社会福祉施設も、平時からキャパオーバーしていることがまま見られるため、バックアップ体制(ヒト・モノ・カネに加えて専門性等)を早急に整えてください。全国の男女共同参画センターや女性センター間の災害相互支援ネット(2021年7月設置)の強化のために、防災の専門人材や予算の早急な確保が必要です。自治体レベルでのネットワーク組織や中間支援組織がNPOや災害ボランティアの活動をより効果的にします。それらが不在の地域においては発足を支援し、その上で、多様な主体の連携や調整のためのデジタル・トランスフォーメーションを一層促進してください。

優先課題5. 災害の防止と被害の軽減、生活に必要なインフラの確保

SDGsボトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022

* 各提言の配置は、その優先順位や重要性を表すものではありません。

海外でも災害が多発していることを踏まえての「減災」支援と被災者の貧困対策の強化：日本ばかりでなく世界中で、気候変動により激甚化したと推測される洪水、熱波、干ばつ等の被害が多発しています。これらの被害に最も弱いのは、国内外問わず貧困層です。特に、途上国における社会的脆弱層の多くは農林水産業など自然資源に直接かかわる産業で生計を立てている場合が多く、一度の災害で住居と生業の双方を失い、さらなる貧困に陥る恐れもあるだけに、開発援助における「防災の主流化」はますます重要になっています。目標13の「気候変動」のみならず、目標1「貧困」、2「食料・飢餓」、5「ジェンダー平等」、8「経済・雇用」、9「レジリエントなインフラ構築」、11「持続可能な都市」、14「海の豊かさ」及び15「陸の豊かさ」など、他の目標との関係も見ながら資金供与・技術移転・能力開発等の包摂的な対策をすることが、「誰も取り残さない」といった観点からも非常に重要です。

気候変動適応策等への支援実施：
各主体の気候変動への適応策やコミュニティのレジリエンスの強化についてのノウハウや技術支援が求められています。

地方自治体への防災・減災施策と障害者総合支援法とを関連づけた、障害者の参画に基づいた防災政策の実現：
災害に関わる「事業継続計画」の義務化は進展していますが、実施体制の遅れは近年の災害で立証されています。自治体における防災計画策定にあたっては、高齢者や障害者、病人などの避難行動要支援者の視点を重視してください。

災害時に取り残されがちな「住民・地域」における備えの強化：
防災教育、避難行動要支援者やジェンダー、多様性の視点を入れた地域防災計画の策定と自主防災訓練、避難行動要支援者情報の整理、福祉避難所あるいは避難スペースの協力施設拡充を含む避難所の整備徹底、観光客を含む在日外国人への情報流布、復興期における多様な課題への対応を進め、国際的に著名なスフィア基準の啓発活動も推進してください。2021年の災害対策基本法改定により避難行動が多様化し、被災者の把握が困難となると予想されるので、すべての避難者に支援が行き届くよう、平時から関係機関の連携や情報共有の方法の検討が必要があり、それが地域の受援力の強化につながります。2015年の水防法改正により、ハザードマップは「千年に一度の災害」を想定したものに更新されていますが、既存の住宅所有者に向けての周知に遅れがあるため促進してください。「災害対応を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」(内閣府、2020年)の全国レベルでの普及・活用を促進してください。

途上国での有償資金協力によるインフラ支援の改善：
社会環境配慮ガイドライン等の順守、インフラ案件に関する地域住民の参画の保障、インフラ支援に関わる反腐敗メカニズムの整備、現地のニーズに合った適正技術を導入してください。

ジェンダーをはじめ災害弱者の視点を有する「防災スペシャリスト」及び「災害専門ボランティア」の養成：
自治体職員の中で養成される「防災スペシャリスト」、及び地域住民の中で養成される「災害専門ボランティア」について、その育成やあらゆるレベルの意思決定の場において女性、ユース、及び多様な災害弱者の参画を促進してください。また、被災に関するジェンダー統計の収集と分析及び公表が必要です。

優先課題5. 災害の防止と被害の軽減、生活に必要なインフラの確保

SDGsボトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022

* 各提言の配置は、その優先順位や重要性を表すものではありません。

山林の整備、治水対策:

近年の土砂災害に見られるとおり、山林の荒廃は災害リスクとなっています。「国土強靱化基本計画」の推進方針にも掲げられている山地災害リスクの総合的分析と治山対策(複合防御型治山対策の推進含む)を推進するとともに、その分析結果を近隣地域の多様な主体が活用できるよう、連携及び発信を強化してください。所有者及び共有者不明の森林についても、新たな制度を確立し迅速な対応を進めてください。河川流域対策の実施に際して市町村、民間事業者及び地元住民の連携を促進し、被災後には重機の技術者が必須となっていることを踏まえ、そうした技術者の把握、育成及び地域を越えた連携が重要です。

気候変動リスクや災害の情報発信と共有:

気候変動の影響を未然に回避するために気候関連のリスクや災害に関する情報を把握し、それらの知識、対応策について、国・自治体・企業・地域コミュニティらが連携して情報発信することが重要です。

気候変動の影響緩和のための温室効果ガス

排出削減の促進:

気候変動の影響緩和のために温室効果ガス排出削減をさらに大胆に進めてください。

気候関連のリスクへの対応策について横断的な計画を国・地域の適応計画として策定し、新たな知見の獲得に応じた改定が必要です。

地域コミュニティにおける防災対策事業や被災前の復興計画作りへの資金計上:

内閣府の「事前防災・減災推進のため」の事業に加えて、地元行政と地域コミュニティが主体となり被災前から積極的に防災の主流化を盛り込んだ防災まちづくり計画を策定・実施できるよう、支援してください。これら「防災」施策は発災後に対応するよりも経済的です。防災では増大する「空き家」や「所有者不明の土地」がリスクとなることを考慮し、計画策定時に積極的な対応がとれるよう、制度を整えてください。被災前から復興計画を作る取り組みも迅速復興への有効性に鑑み支援してください。

開発援助協力におけるソフト面での対応強化:

災害ボランティアセンターや自主防災組織、ハザードマップなどの仕組みや手法など、ハード対策に加えてソフト対策のベストミックスを日本の知見を踏まえて海外に伝え、事前防災の段階から人道的観点並びに多様性を考慮すべく、日本のODA事業にNPO/NGOの参画を促進することが重要です。大災害発生の直後には専門家やNPO/NGOを含めた形での原因の検証を、当該国政府や自治体等とも協力して推進してください。都市インフラは、その整備によって生じる災害リスクについても日本の知見を踏まえ援助対象国に適切に伝達することが重要です。ターゲット11.bに謳う防災の「計画」が未整備の国が世界の3分の1以上に及ぶことを踏まえ、その策定を支援するとともに、災害時に対応の前線となる地方行政の対応能力向上も一体的に支援してください。

優先課題6.

省エネ強化、再生可能エネルギーへの転換、気候変動への取組、循環型社会の実現

SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022



大切にしたい視点

気候変動、脱炭素社会、エネルギー転換など

パリ協定に基づく「脱炭素社会」の実現

日本は、2030年に46%削減（2013年度比）、2050年ネットゼロのGHG排出削減目標を掲げているが、その実施のための道筋は十分に描けていません。パリ協定では今世紀後半にGHGの排出「実質ゼロ」を合意しましたが、日本を含めた各国の行動は現在全く足りないと指摘されています。これを締結した日本は、さらなる行動強化のため、パリ協定と整合的に実施を進めていくプロセスを国内で導入し、脱炭素化のための省エネ・再エネ・燃料転換さらにあらゆる部門での対策を強化する必要があります。

自然エネルギー100%推進と、途上国脆弱層を含むエネルギーアクセス・気候変動適応策の確保

気候変動による被害を防ぐには化石燃料の割合を段階的に減らし厳格な環境影響評価を受けた自然エネルギー割合を100%に向け増加させていく必要があります。ただし、それに伴う課題（貧困層の生活・雇用への悪影響や生態系への悪影響の回避等）解決も必要で、自然エネルギーへのシフトに加えて省エネルギーに着実に取り組んでいく必要があります。また、自然環境を保護・再生することでGHGを吸収するNature-based solutionsの拡大により、GHG排出の実質ゼロに取り組むことが必要です。一方で、途上国等ではそもそもエネルギーへのアクセス自体ない人々も多く、誰も取り残さない観点から、あらゆる人々の安全・安定的なエネルギーアクセス確保のための支援が必要です。不確実な部分も残されていますが、国内外での異常気象による被害の頻発が地球温暖化の進行と深く関連しているとの認識は広がりつつあり、これらの被害に最も弱い国内外脆弱層・貧困層を含む適応策のさらなる推進・支援が必要です。

優先課題6.

省エネ強化、再生可能エネルギーへの転換、気候変動への取組、循環型社会の実現

SDGsボトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022



大切にしたい視点

気候変動、脱炭素社会、エネルギー転換など

使い捨てプラスチックの使用禁止と化石資源への依存を減らし、プラスチックごみ激減の実現

国内では年約900万トンのプラスチックごみが排出されており、そのうち約400万トンが包装容器やペットボトル、レジ袋といった使い捨てプラスチックです。家庭などから出る一般廃棄物の比率が約8割を占めるといわれています。プラスチックはリサイクル損ともいわれ、そもそも回数的にも永続的にリサイクルできるものではありません。海洋汚染や生物多様性の喪失に大きな影響を与えているプラスチックごみをとにかく減らすことが急務であり、使い捨てプラスチックの使用禁止、プラ袋の一律有料化の徹底などのビジョンと施策が必要です。

気候変動対策のための透明性/見える化向上・あらゆる資金の更なる有効活用

途上国は必ずしもHFC等の報告義務がない等、GHGの現状把握が難しいことも大きな課題です。効果的な世界の気候変動対策推進にはGHGの現状把握・透明性の向上が不可欠であり、GHG排出量のインベントリ・統計整備を含む途上国の体制整備・能力開発等の支援強化が必要です。気候変動に対処するための資金は不足しています。日本を含む先進国は途上国の対策への資金支援を行う約束・責務を有します。日本政府は二国間協力に加え、国際機関(緑の気候基金<GCF>、アジア開発銀行<ADB>等)に資金を拠出しており、貧困層/脆弱層の適応策等強化のためそれらの機能向上を要請しつつ、更なる連携・有効活用も含めた戦略立てを期待します。また、ESG投資・グリーンボンドの推進・支援強化(エネルギー起源CO2対策に加え、適応対策・その他GHG対策を含む)も必要です。ただし民間投資・企業取組は利益を全く考えないわけにはいかず、日本政府は貧困層/脆弱層の適応策等推進のため、NGOとの連携を強化してください。

優先課題6.

省エネ強化、再生可能エネルギーへの転換、気候変動への取組、循環型社会の実現

SDGsボトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022



大切にしたい視点

気候変動、脱炭素社会、エネルギー転換など

国内外におけるフロン・メタン等のCO2以外の温室効果ガス削減対策の強化

気候変動による被害を防ぐには、できるだけ多くの温室効果ガス(GHG)を世界全体で迅速かつ効率的に削減する必要があります。世界全体のGHG排出量の約3割がエネルギー起源CO2以外のGHGが占めます。メタンは世界の排出量の15%以上を占めます。フロン類は、温室効果が同量のCO2の数百～数万倍もあります。CO2以外のGHGの途上国での削減はコストがそれほど高くないとの試算もありますが、コストが高いとの先入観もあります。気候変動枠組み条約(UNFCCC)ではフロン類のうちハイドロフルオロカーボン(HFC)が扱われるため、モントリオール議定書対象フロンであるクロロフルオロカーボン(CFC)、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)対策が注目されないことも課題です。よって、コスト計算も含む研究を進めつつ、フロン・メタン等の他のGHGの国内外対策支援の強化も急務です。

自然生態系の機能を活用した、温室効果ガスの排出削減の推進

途上国の熱帯雨林やマングローブ等の自然生態系は、多くの炭素を貯留しています。これらの生態系を保全・回復することで、世界の気温上昇を2度未満に抑えるために必要な温室効果ガスの排出削減の30%が達成できますが、途上国への気候変動対策資金のうち2%しかこの分野に配分されておらず、ポテンシャルに見合った排出削減がされていません。日本政府には、途上国の自然生態系の保全により多くの資金を配分することを求めます。この分野への資金量を増やすためには市場メカニズムの活用も有効です。

優先課題6.

省エネ強化、再生可能エネルギーへの転換、気候変動への取組、循環型社会の実現

SDGsボトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022

* 各提言の配置は、その優先順位や重要性を表すものではありません。

<p>開発協力における「女性とエネルギー」支援の主流化： 都市、農村貧困層の女性が自ら活用できる再生可能エネルギー等の導入、改良かまどやソーラーなどを活かしたエネルギーの導入、及びこれらをコミュニティで使いこなせるよう支援が必要です。</p>	<p>パワーシフトの推進： 一般家庭、事業所・施設、自治体等が、契約先電力会社を選択する際にCO2や大気汚染、核廃棄物などの環境負荷の低い電力供給を行う小売業者を選ぶよう促すことが求められます。自治体、国公立の教育機関・研究機関・公共施設等では、こうした電力調達方針をもつことを法律で義務付けるべきです。民間企業、一般家庭についても環境負荷の低い電力会社を選ぶ努力義務を法律に盛り込むべきです。</p>	<p>国内における石炭火力発電所の新增設規制・既設の廃止促進、石炭火力フェーズアウト計画の策定： パリ協定達成には二酸化炭素を排出する[石炭]火力発電は新增設すべきでないという研究があり、最新型でも天然ガス火力発電所の2倍の二酸化炭素を排出する新增設は許容されないとされています。今後の排出削減目標達成・引き上げの足かせになる石炭火力の新增設規制、既設のものも含め脱石炭を進める政策が必要で、石炭火力の2030年までのフェーズアウト計画を策定することが求められます。</p>	<p>パリ協定の1.5℃目標に沿うよう温室効果ガス排出削減目標の引き上げ： パリ協定とCOP26グラスゴー会議の合意は、工業化前からの地球平均気温上昇を1.5℃未満に抑制することを追求しているが、各国の目標を足し合わせてもそれが実現できる目処は立っていません。日本政府も2030年までの排出削減目標を引き上げて国連に再提出することが必要です。</p>
<p>「低炭素発展開発長期戦略」の策定・定期的な改定： 2050年までの脱炭素化を目指すための戦略・計画を策定し、法定化する。</p>			
<p>自然エネルギー100%宣言の推進： 稼働時の環境負荷の低い自然エネルギー100%をめざす動きが広がり、RE100というビジネスのインシアティブに国内外の企業が参加しています。NGOなどでつくる自然エネルギー100%プラットフォームには企業や自治体、大学などが100%宣言を登録しています。日本でこの動きを広げるべきです。</p>	<p>途上国における火力発電所(特に石炭)の新增設支援の中止： 途上国への火力発電インフラ輸出は膨大なCO2排出や環境汚染が懸念されます。日本政府は火力発電インフラ輸出政策を撤回し、JBIC、JICA、NEXIによる支援をただちに中止すべきです。</p>	<p>カーボン・プライシング施策の導入と強化： 日本の温室効果ガス総排出量の9割はエネルギー起源CO2です。炭素(化石燃料)に価格付けを行い、省エネや再エネ導入に経済的インセンティブを付与するカーボン・プライシング施策(炭素税、排出量取引等)を導入・強化すべきです。</p>	<p>ベースロード電源から柔軟な電源への発想の転換： 原発・石炭といったベースロード電源を基本とする方針から、省エネルギーを徹底し再生可能エネルギーを主軸とする柔軟な電力管理システムを基本とする方針へ転換する必要があります。</p>

優先課題7. 生物多様性、森林・海洋等の環境の保全

SDGsボトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022



大切にしたい視点

将来世代、国内や途上国の脆弱層 / 貧困層など

生物多様性の損失要因への対処と回復の推進

土地利用改変や資源の過剰利用などの生物多様性損失要因の解決に必要な社会変容を起こすため、省庁を横断したアプローチと、政府・企業・NGO・ユースなどあらゆる立場の人々が参画するプラットフォームの構築により、生物多様性・自然資本を行政及び民間セクターで主流化してください。

Eco-DRRに関する手法の促進

森林や湿地、海岸林といった里地・里山・里海など「自然生態系」の恵みを活用したインフラ(生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR))は、環境や生物多様性を保全しつつ、防災・減災等の機能を発揮することができる社会資本整備の手法です。日本の豊かな生態系を生かして、費用対効果が高く、地域の経済的・社会的な価値も高めることができる生態系を活用した防災・減災の手法を促進していくことが重要です。

優先課題7. 生物多様性、森林・海洋等の環境の保全

SDGsボトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022



大切にしたい視点

将来世代、国内や途上国の脆弱層 / 貧困層など

SATOYAMAイニシアティブの国内外での推進

農林水産業が行う「生産景観」は、食料生産、生物多様性・自然資本保全、生計向上を同時に達成する可能性を持ちます。日本の伝統的な土地利用からインスピレーションを得たSATOYAMAイニシアティブのランドスケープアプローチを推進し、国内及び世界各地での自然保護と開発の両立が求められています。

「生物多様性国家戦略2012-2020」の遂行と愛知ターゲットの達成に向けた行動の加速化

世界的には全面的に未達成に終わった愛知目標に代わる次期目標である「ポスト2020世界生物多様性枠組」を2030年ナイチャーポジティブに見合う野心レベルで合意し、行政・民間セクター・市民それぞれを効果的に動かす必要施策を早急に行うことが重要です。

優先課題7. 生物多様性、森林・海洋等の環境の保全

SDGsボトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022

* 各提言の配置は、その優先順位や重要性を表すものではありません。

<p>遺伝子操作生物に対する予防原則に基づく規制の適用： 生物種の遺伝子の構成を人為的、不可逆的に改変する遺伝子ドライブに対する規制を適用し、ゲノム編集技術を用いた遺伝子操作生物にカルタヘナ議定書の国内法であるカルタヘナ法(正式名称「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」)を適用し、適切な手続きと情報公開の対象としてください。</p>	<p>自然資源活用における「責任ある調達」： 林産物・海産物等の自然資源の活用について、責任ある調達方針の策定を推奨してください。</p> <p>海洋ごみ・プラスチック対策： プラスチック製品の減量化に早急に取り組む、海洋汚染、化学物質汚染を減少させる必要があります。</p>	<p>有機農業を含む生態系に配慮した持続可能な農業の推進と支援規模の拡大： 農業において栽培作物及び地域に飛散、浸透する化学物質を減らすため、自然の力を回復させることによる持続可能な農業とそうした農業を基盤としたコミュニティの生物多様性の確保の支援拡大及び奨励措置の拡充を求めます。「国連家族農業の10年」を支持し、持続可能な農業と食料のシステムを確立してください。</p>	<p>フェアウッド導入のための法制化： 違法伐採はその国の汚職や人権侵害に繋がっているケースが多くあります。日本はこれら木材の輸入に関してより厳しい規制をつくるべきです。「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」が2017年5月に施行されましたが「規制法」でなく「促進法」の枠組みとなったため、国内市場への違法伐採木材の流入を防ぐ効果は不十分です。</p>
<p>主要作物種子法廃止に関して国内の種子を守るための政策実現： 種子は生物多様性の根幹をなすものですが2018年4月に種子法が廃止されました。これにより、各地域が推奨する(米を中心とする)種子を維持していくための予算が減らされており、安く種子を生産・販売できる大企業による特定種子の独占的販売が懸念です。</p>	<p>環境影響税の導入： 環境影響に応じた税財政措置(環境に悪影響をもたらすものには課税、環境保護・再生に貢献するものは減税・補助金などで奨励)を導入・強化することによって自然資本への影響を価格に反映させるなど、環境負荷が少ないビジネスの創出を支援してください。</p>	<p>SATOYAMAイニシアティブの推進： 2010年からの実績を評価して国際パートナーシップ(IPSI)の活動を拡大することで、環境保全と開発が両立するモデルを世界各地に広げることが重要です。</p>	<p>遺伝子汚染の実態把握と防止策の実施： 港湾におけるこぼれ落ち遺伝子組み換えナタネの自生を含め、全国レベルで遺伝子汚染の実態を地域の人々とともに調査して結果を報告し根本的な防止策を講じる必要があります。</p>

優先課題8. 平和、参加型民主主義、透明性と責任、司法アクセス

SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022



大切にしたい視点

グッド・ガバナンス、参加型意思決定、市民意識の醸成など

意思決定への市民社会参画の促進、透明性と公開性の強化

SDGsは意思決定における透明性・アカウンタビリティと関係者の参画の保障をターゲットの一つとしています。日本においても、政策決定は官僚機構と立法府のみにゆだねるのでなく、早い段階から市民社会や関係する当事者等の参画を得て行われる必要があります。また、マルチ・ステークホルダー・プロセスに基づく意思決定や、意思決定におけるジェンダー平等の達成なども位置付ける必要があります。情報公開の透明性や市民社会の参画の確保について、法律に基づく、より迅速で積極的な展開により、国家の意思決定を国民・市民に開いていくことが求められます。特に、障害者・若者など社会の多様なステークホルダーが意思決定に参加できるような施策が必要です。

国際協力での民主化・透明性・公開性・市民参画の支援

近年、各国で政府の権威主義化が進行し市民社会の活動スペースが政治的・経済的・社会的に圧迫される状況が生じています。また、野党や一般市民への弾圧や迫害、大統領の任期延長などによる複数政党制民主主義の形骸化や、民主的に実施された選挙結果の無効化、不正選挙などが相次いでいます。日本は開発援助等において、必ずしも被援助国の民主主義や人権状況などを重視してこなかった傾向があります。2021年6月のG7コーンウォール・サミットでの首脳宣言にある通り、日本は国際協力の面で「民主主義、自由、平等、法の支配及び人権の尊重」を進め、透明性、公開性、市民社会参画、ジェンダー平等といった点について、客観的な指標等に基づいて自らの援助戦略に積極的に位置づけ、自国の援助が被援助国における人権抑圧や独裁傾向の助長、環境や社会の破壊、戦争等に結びつかないようにする必要があります。また、被援助国に対して、国際人権規約や国際人道法などの順守、民主主義をベースとした法の支配を当該国に求めると共に、脆弱な立場に置かれた人々への影響を最小限にとどめる、的を絞った適切な制裁措置の検討が求められます。

優先課題8. 平和、参加型民主主義、透明性と責任、司法アクセス

SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022



大切にしたい視点

グッド・ガバナンス、参加型意思決定、市民意識の醸成など

学校保護宣言に対する日本政府の支持発信

ウクライナやシリア、イエメン、ミャンマーをはじめとする紛争地域では、学校が攻撃され子どもたちが犠牲となっています。また、学校の軍事利用により、学校が安全な場所ではなくなっています。「学校保護宣言」とは、武力紛争下でも学校や大学は軍事目的で使用されるべきではないことを明示した国際的な指針です。同宣言は国際的に広く支持され、2022年6月現在、国連加盟国の半数以上となる114カ国、G7の中では日本と米国を除くすべての国が、「学校保護宣言」への支持を表明しています。支持を表明した各国では、国内の法整備・法改正をはじめ、兵士の意識向上、実際のオペレーションに即した訓練など具体的な取り組みが進んでいます。日本政府には、「学校保護宣言」への支持表明に向けた国内関係機関との調整が求められます。

紛争下にある子ども・若者、特に女の子の教育支援の強化

世界で学校に通えない子ども・若者(6~17歳)は約2億5,800万人(6人に1人)に上ります。長期化する紛争の影響を受ける子どもたちの状況は特に深刻で、難民の子ども2.7人に1人が初等教育にアクセスできていません。紛争下で女の子が学校に通えなくなる可能性は、男の子に比べて2.5倍になります。また、ジェンダーに基づく暴力、早すぎる結婚といった女の子にとってのリスクが高まります。紛争下にある子どもの保護支援を拡充することに加え、特に教育支援を優先化することで、これらのリスクを防ぐための強力な防御策となります。G20大阪サミットにて日本政府によるイニシアティブで策定された「G20 持続可能な開発のための人的資本投資イニシアティブ」では「すべての女兒及び女性に対して包摂的で質の高い教育を推進」及び「緊急下及び暴力的な状況下にある人々に質の高い教育と学習の機会を確保」が下線で強調(仮訳骨子)されていることから、その具体策として、SDGsアクションプラン2020に記載されている「女子教育支援」に加え、緊急下の教育に特化した「教育を後回しにはできない」(ECW)基金への新たな拠出を明記してください。

優先課題8. 平和、参加型民主主義、透明性と責任、司法アクセス

SDGsボトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022



大切にしたい視点

グッド・ガバナンス、参加型意思決定、市民意識の醸成など

子どもに対するあらゆる暴力の撤廃と子どもの保護に着目した国際協力の推進

子どもに対するあらゆる暴力の撤廃に関して「子どもに対する暴力撤廃のためのグローバル・パートナーシップ」(GPeVAC) パスファインダー国として、以下の取り組みを求めます。

- ・2021年8月に策定された「子どもに対する暴力撤廃我が国行動計画(NAP)」の包括的な取組みの省庁横断的な実施
- ・マルチステークホルダープラットフォームによるNAPの定期的モニタリング・評価・見直し
- ・SDGsグローバル指標に対応する、細分化されたデータ整備、データによる進捗管理、効果測定/評価の実施
- ・子どもの意味のある参加等を盛り込むことによる自国での取り組み促進
- ・「児童に対する暴力撤廃基金」への拠出を通じた他国への取り組み支援強化

優先課題8. 平和、参加型民主主義、透明性と責任、司法アクセス

SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022

* 各提言の配置は、その優先順位や重要性を表すものではありません。

<p>差別・偏見や法制度の不備により人権が十分に保障されていない人口層の人権確立とエンパワーメント： LGBTをはじめ十分な人権状況を享受できていないコミュニティについて、各国における人権状況改善の状況を把握・普及し、法整備支援、社会的認知の支援などに取り組んでください。当事者組織・NPOとの連携が欠かせません。</p>	<p>日本国内の各種政策における「人間の安全保障」の導入： 発展途上国のみではなく国内の政策のベースとして「人間の安全保障」の理念を活用し、その考え方を国内政策にも積極的に導入してください。</p> <p>刑法改正による性交同意年齢(13歳未満)の引き上げ： ジェンダーに基づく暴力への規制を強化するとともに、少女の性的搾取を許さない法環境の構築が重要です。</p>	<p>平和構築人材育成事業参加への待遇の向上： 「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」事業に参加する若者に対して、事業参加中の経済的な待遇を向上させてほしい。今から30年前と比べてみると、大学の授業料は約1.6倍にも高騰していると言われており、大学卒業後に多くの若者が学生ローン返済に追われる中で、このような事業に参加できる若者は比較的裕福な人に限られています。多くの若者にとって経済的な事情で平和構築活動への従事を断念せざるを得ない状況があり、あらゆる人に参加の機会を提供するためにも待遇を向上させることが必要です。</p>	<p>NPOの支援強化： 誰一人取り残さないために、あらゆる分野とエリアで活動するのがNPOです。NPOは組織規模が小さくボランティアを基本とした運営をしていることが多くNPOの運営支援をするNPO支援センターが各地域にあります。個別のNPOを応援するだけでなく、NPOを支援する組織の拡充が引き続き求められます。</p> <p>刑法改正による暴行・脅迫要件の緩和： 現行の強姦罪における「暴行・脅迫」要件を緩和し、性暴力における加害者の処罰を容易にしてください。</p>
<p>他国への武器輸出や他国での平和人材育成に関する政策実施： 「平和のための能力構築」の名の下で軍事的な協力が実施されたり、「防衛装備輸出三原則」で武器輸出や武器の国際共同開発に参入している状況を改め、武器の輸出を禁止し多国間の武器開発から撤退することを求めます。</p>	<p>開発協力における、健全な民主主義に不可欠な市民社会活動の自由を保障する法・社会制度構築支援の重点化： 国・地域レベルのNGOネットワークとの政策対話や財政支援、市民社会とその活動に関する過度な規制の撤廃、現地NGOと日本政府のODA政策に関する対話を促進してください。</p>	<p>国際協力での汚職防止と民主主義構築の支援： より積極的な市民社会の政策立案・決定への参画や市民の政治的権利の保障を含む、民主主義制度の構築支援や選挙の公正性担保の支援の強化が必要です。</p>	<p>難民支援： 国際的な水準に合わせ、難民の受け入れ人数を増やしてください。現行で過剰に厳しい難民認定の審査の基準を見直す必要があります。入管行政における人権侵害をやめ、難民申請者が人間らしい生活を送り、必要な医療を受けられる環境を作ること及び難民申請者の情報を出身国政府に開示しないことを求めます。</p>

優先課題9. あらゆる人・セクターのパートナーシップによるSDGs達成

SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022



大切にしたい視点

市民社会、「もっとも遠くにある人を第一に」など

市民社会を含めた真のマルチ・ステークホルダー・プロセス実現

SDGsは「SDGs推進円卓会議」の設置をはじめ、原則として市民社会を含めたマルチ・ステークホルダー・プロセスで進められていますが、科学技術イノベーション、経済成長、地方創生、国際協力といった領域では、NGO/NPOや市民社会の参画が十分ではなく、企業など他のセクターに比べて軽視される傾向があります。「SDGs推進円卓会議」の積極活用、地方創生、国際協力を含むSDGs各分野の前進に向けて、市民社会を大胆に位置づけてください。地域課題の解決やイシューごとの課題の解決にも「円卓会議」の手法をより活用することを検討ください。

①[若者の政策決定への参画促進]

②[若者の政策決定への参画及び活動推進のための財政的援助]

①若者の意見をあらゆる意思決定機関に伝えるため、誰一人取り残さずに幅広いユースの意見を取り入れる姿勢と「SDGsの実施枠組みに関する議論」(パートナーシップ会議、円卓会議、推進本部との意見交換会)等の意見交流の場を保障してください。地方自治体レベルでより一層の若者の参画推進を促進するため意見交流と参画の場の保障が重要です。オンライン・オフラインの双方を適切に活用してください。

②若者の意見を吸い上げるだけでなく、政府及び地方自治体により若者の活動の実現と継続のための資金的支援が求められています。

優先課題9. あらゆる人・セクターのパートナーシップによるSDGs達成

SDGsボトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsボトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022



大切にしたい視点
市民社会、「もっとも遠くにある人を第一に」など

日本・世界での税制の公正化と国際連帯税の導入

SDGs達成には巨額の資金が必要であり、各国がODAを国際合意である「GNI比の0.7%」まで上げて追いつきません。途上国自身の資金や民間投資の多くは経済開発に向けられ、保健などの社会課題への支出が立ち遅れています。航空券連帯税や金融取引税などの国際連帯税により、国際的に公的資金をねん出し、社会課題に投資することが極めて重要です。とりわけ、パンデミックが発生している今日、その実現がかつてなく求められています。一方、世界の富の配分は逆進性が高まり、貧困・格差が加速しています。貧困や格差の少ない社会を目指すには、国際通貨基金も言うように、所得税や法人税の累進性を強め、税と社会保障による所得再分配機能を上げる必要があります。また、大手IT企業等が日本はじめ各消費地で莫大な利益を上げながら法人税を払っていないという問題がありましたが、昨年10月約140カ国がデジタル課税等の新しい国際ルールに合意し2023年より実施の運びとなりました。ところが、米国等で法整備が難航し24年以降の実施へとずれ込んでいます。税の公平化と富の再分配を強化するという立場から新ルールの早期実施を求めます。

優先課題9. あらゆる人・セクターのパートナーシップによるSDGs達成



* 各提言の配置は、その優先順位や重要性を表すものではありません。

不正資金流出の防止に向けた制度構築
や取り組みの強化:

これまで金融活動作業部会(FATF)を中心に、犯罪組織による資金洗浄及びテロ組織への資金移動への対策強化が図られてきました。2021年8月、FATFは第4次対日審査報告書を公表し、対策の一層の向上のため金融機関等に対する監督やマネロン・テロ資金供与に係る捜査・訴追等に優先的に取り組むべきとしています。今後、IT技術の進歩等により対策のさらなる強化が必要となると考えられ、日本政府としても適切な対応を遅滞なく実施する必要があります。

SDGsの進捗に関するフォローアップ、効果測定方法の開発と開示:

SDGsアクションプランに掲げられている政策がどのように実施されているかの進捗を、SDGs推進本部会議及びSDGs推進円卓会議にて、半年に一度、報告してください。進捗が見られない政策についてはその原因を特定し、対応策の協議が必要です。

「貧困・格差をなくす」「持続可能な社会・経済・環境の構築」に関する国内指標の策定:

日本の貧困・格差、人権、人間の安全保障、持続可能性などについて、SDGsのグローバル指標で適さない点はより適切に現状把握やモニタリングをする指標が必要でありこれらの立案・形成を求めます。

SDGsの育成に資する人材育成の強化:

「SDGs達成のための人材育成」について、ユネスコ関連のみならず、アクションプランの「⑧実施推進の体制と手段」にも追加し、学校教育だけでなくより広い市民社会との連携・協力を明示する必要があります。

NPO/NGOとの連携の拡大:

NPO/NGOと政府との連携はSDGs関連政策の策定・モニタリングと実施の両面において重視されることを明記すべきです。NPO/NGOはSDGs達成のための重要なパートナーと位置付け、既存の「NGO活動環境整備支援事業」予算やNPO関連予算を拡大させ、組織強化を図るべきです。

ESD・環境教育の推進:

実施指針にあるように、学校教育だけでなく家庭、職場、地域、学校等のあらゆる場での実施の促進や教材の改善・拡充を行う。「ESDの推進」の文言のみならず、教員の育成や教材の支援、職場や地域、家庭でESDをすすめるための方策についても言及すべきです。

SDGs推進における社会的脆弱層の参画の強化:

SDGs推進円卓会議の構成員を社会における実態が反映されるようにすべきです。女性・LGBT、子ども、障害者、外国人など、様々な脆弱な立場に置かれた当事者が含まれるように、構成員の人数を拡大すべきです。

優先課題9. あらゆる人・セクターのパートナーシップによるSDGs達成

SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022 SDGsポトムアップ・アクションプラン 2022 Bottom-Up Action Plan for SDGs 2022

* 各提言の配置は、その優先順位や重要性を表すものではありません。

<p>社会的脆弱層のエンパワーメントや状況改善のためのプロジェクトの日本NGOによる実施： 外務省「日本NGO連携無償資金協力」とJICA「草の根技術協力」をNGOが積極的に活用して社会的に脆弱な人々への支援を強化できるよう、申請方法を簡略化させたり連携推進委員会やNGO-JICA協議会での議論を活性化させることが求められます。</p>	<p>地方自治体のジェンダー平等に関する施策の実施及び評価： 地方自治体におけるジェンダー平等政策、地方の企業における女性活躍推進法に基づく実施計画の策定を推進してください。当事者を中心とした様々なステークホルダーによる施策の評価や提案を行い、地域の政策におけるジェンダー主流化の実現が重要です。</p>	<p>『SDGs推進基本法』の制定とSDGsの実施を専門的に扱う省庁の設立： 『SDGs推進基本法』の制定について議論を進めてください。外交施策から独立して国際協力を実施するために、SDGs実施を専門的に扱う省庁の設立につき議論を進めてください。</p>	<p>ODAのGNI比0.7%拠出のための工程表の策定： 地球規模での開発協力を進め、国間の格差を縮小させ人間の安全保障を実現するために、工業先進国の一つとしての責務を果たすべきです。</p>
	<p>開発協力における、格差・不平等を克服する税制構築支援・税務執行支援・社会保障等制度支援： UHC支援の教訓を踏まえ、より総合的な税制・社会保障の制度構築支援を重点化し、COVID-19への対応を含む開発に向けた途上国の国内資金動員を促進してください。</p>	<p>紛争下や災害時におけるジェンダーに基づく暴力の撤廃及び平和構築・復興のステークホルダーとして女性参加の推進： 安保理決議1325号に基づく国内行動計画(NAP)を着実に実施するとともに、モニタリング作業部会や評価委員会の意見を誠実に次期計画に反映してください。仙台防災枠組に掲げられた合意(政策・計画・基準のデザイン及び実施への若者と女性のリーダーシップなど)の履行が求められます。</p>	<p>NGOの国際協力の地位を上げるため、担当部署の再編： SDGs推進にあたってNGOと政府の連携を促進するため、NGO・外務省定期協議会とは別枠で、NGO担当大使とNGOの意見交換会を年2回程度、開催してください。</p>

MEMO



発行日:2022年7月26日

発行元:(一社)SDGs市民社会ネットワーク

2022年7月26日版

パート2 提言取りまとめ団体(会員団体/連携団体、五十音順・法人格省略)

- ・開発ユニット:国際協力NGOセンター、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、
ワールド・ビジョン・ジャパン
- ・環境ユニット:環境パートナーシップ会議、「環境・持続社会」研究センター
- ・教育ユニット:教育協力NGOネットワーク
- ・国際保健ユニット:ウォーターエイドジャパン
- ・社会的責任ユニット:NNネット(幹事:難民を助ける会、人と組織と地球のための国際研究所
ひろしまNPOセンター、北海道国際交流センター)
- ・ジェンダーユニット:ジョイセフ、JAWW(日本女性監視機構)
- ・障害ユニット:DPI日本会議
- ・地域ユニット:上田英司(日本NPOセンター)、岡山NPOセンター
- ・ビジネスと人権ユニット:国際協力NGOセンター
- ・貧困ユニット(設立準備中):自立生活サポートセンター・もやい
- ・防災・減災ユニット:防災・減災日本CSOネットワーク
- ・ユースユニット:持続可能な社会に向けたジャパンユースプラットフォーム(JYPS)

内容に関するご意見・お問い合わせ先

(一社)SDGs市民社会ネットワーク
東京都千代田区飯田橋1-7-10 山京ビル本館604号
電話:03-5357-1773
E-mail: teigen@sdgs-japan.net (久保田)



本資料は、一部地球環境基金からの助成を受けて作成しています。

*ご意見・アドバイスをいただいた
会員の皆様に感謝申し上げます。